

議 事 日 程 第 4 号

令和7年3月3日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	佐	野	洋	平	議員	2 番	成	澤	和	音	議員
3 番	高	橋	千	夏	議員	4 番	関	谷	幸	子	議員
5 番	高	橋	英	夫	議員	6 番	高	橋		壽	議員
7 番	小	久保	広	信	議員	8 番	影	澤	政	夫	議員
9 番	山	村		明	議員	10 番	堤		郁	雄	議員
11 番	植	松	美	穂	議員	12 番	古	山	悠	生	議員
13 番	島	貫	宏	幸	議員	14 番	木	村	芳	浩	議員
15 番	相	田	克	平	議員	16 番	遠	藤	隆	一	議員
17 番	太	田	克	典	議員	18 番	我	妻	徳	雄	議員
19 番	山	田	富	佐子	議員	20 番	佐	藤	弘	司	議員
21 番	鳥	海	隆	太	議員	22 番	島	軒	純	一	議員
23 番	齋	藤	千恵子		議員	24 番	工	藤	正	雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長 近 藤 洋 介 総 務 部 長 神 保 朋 之

企画調整部長	遠藤直樹	市民環境部長	佐藤明彦
健康福祉部長	山口恵美子	産業部長	安部晃市
建設部長	吉田晋平	会計管理者	本間加代子
上下水道部長	安部道夫	病院事業管理者	渡邊孝男
市立病院 事務局長	和田晋	総務課長	高橋貞義
財政課長	土田淳	政策企画課長	伊藤尊史
教育長	佐藤哲	教育管理部長	森谷幸彦
教育指導部長	山口博	選挙管理委員会 委員長	玉橋博幸
選挙管理委員会 事務局長	竹田好秀	代表監査委員	志賀秀樹
監査委員 事務局長	鈴木雄樹	農業委員会会長	小関善隆
農業委員会 事務局長	柴倉和典		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	栗林美佐子	事務局次長	細谷晃
総務主査	飯澤倫代	議事調査主査	曾根浩司
主査	堤治		

午前１０時００分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員23名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第４号により進めます。

.....

日程第１ 一般質問

○相田克平議長 日程第１、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、米沢市版DMOの令和７年度予算の経緯について、１番佐野洋平議員。

〔１番佐野洋平議員登壇〕（拍手）

○１番（佐野洋平議員） おはようございます。一新会の佐野洋平でございます。

まず初めに、傍聴にお越しの、そしてYouTubeで御視聴の市民の皆様、ありがとうございます。

また、日頃より、佐野洋平の議員活動につき、御指導、御支援いただき、心より御礼を申し上げます。

さて、このたびの一般質問は、米沢観光推進機構、いわゆる米沢市版DMOの令和７年度予算の経緯についてであります。

DMO、すなわち観光地域づくり法人は、国の重要政策として、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光づくりの司令塔として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。地域における観光地域マネジメント・マーケティングの基礎的な役割・機能を担い、地域の観光等に関する各民間事業者と、市・行政との橋渡し役をする重要な機能的側面も

有します。

米沢市では、令和４年度からこの重要性を認識し、国、市、市内各種観光及び商工団体、市内様々な民間事業者など、多くの関係者の理解と協力の下、令和８年度までの５か年計画で、透明で連携的な組織形成、丁寧で合理的な合意形成により、戦略的な視座から、予算面では予算額の半分以上が国の予算・交付金が適用される有利な事業財源により、新しい取組として、地域内で実行しながら学び地域が共に成長する、地域観光戦略の目玉として政策を実行されてきたと認識しております。これは、第４期米沢市観光振興計画の重点戦略（リーディングプロジェクト）として位置づけられ、米沢市としても認識を共有するものです。

今回の質問、米沢市版DMOの令和７年度予算の経緯について、具体的には、新年度において、担当課要求予算や前年度予算に比べ、大幅な削減となった経緯についてお知らせいただきたいと思います。

演壇からは以上でございます。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私から、米沢市版DMOの令和７年度予算の経緯についてのうち、DMO事業の重要性と予算要求の考え方についてお答えいたします。

本市におけるDMO事業は、令和４年度から令和８年度までの５か年計画で総額４億７,７００万円の予算規模で国の地方創生推進交付金事業の採択を受け、国に対しては事業内容に応じた交付金を毎年度申請しているものです。

本事業につきましては、令和３年２月市議会産業建設常任委員会からの政策提言の中で「DMOの設立に向けた調査・検討に関すること」を受けまして、その後、打合せ会議を重ね、様々なステークホルダーとの合意形成のほか、先進地視察などを行い、観光DX事業を主要な事業に位置づけ、観光における様々な課題を客観的事実により再

認識するとともに、その解決に向けて、明確な経営コンセプトに基づいて地域全体の観光マネジメントを一体的に行っていく仕組みとして、米沢市版DMOを構築してきたところです。

DMOは、地域が一体となって観光振興に取り組むための司令塔として、4つの役割を担っています。

1つ目として、地域の観光資源を最大限に活用し、魅力的な観光地を創造するための戦略を策定していく「戦略策定機能」、2つ目として、観光に関わる多様な関係者の連携を強化し、一体的な取組を推進する「連携推進機能」、3つ目として、観光客のニーズを的確に把握し、効果的なプロモーション活動を展開することで誘客促進を図っていく「マーケティング機能」、最後に、観光客が快適に過ごせるよう、交通アクセスや宿泊施設、多言語対応などの受入れ環境を整備していく「受入れ環境整備機能」であります。

DMOがこれらの役割を担っていくことで、本市においても、観光産業のみならず、地域全体の経済の活性化に大きく貢献するものであり、佐野議員が御指摘のとおり重要な組織であると認識しています。

次に、本事業における令和7年度当初予算要求についての考え方です。令和7年度は、米沢市版DMOの事業開始から4年目を迎えます。これまでの3年間は、主要事業と位置づけた観光DX事業で収集したデータを活用し、分析に基づく活用と展開を行うことで、稼ぐ力の創出を図ることを主な目的としてまいりました。

この目的を達成するために、新年度は具体的には、ターゲットを絞ったインバウンド事業やプロモーション事業の展開、また、国内外における商談会やポップアップイベントに参加するなど、観光・文化・商品を一体的に発信する地域商社事業に注力し、持続可能な観光産業の発展を目指して事業を組み立て、事業費を精査した上で予算要求を行ったところです。

予算要求の額等につきましては、国からの事業採択時の当初の令和7年度の額は9,840万円でしたが、新年度予算要求額は、一部に市単独事業の予算を含めまして9,887万8,000円でありました。その後、財政課長査定におきまして、査定済額として4,973万8,000円、総務部長査定の査定要求額を1,520万円とし、続く総務部長査定におきまして630万円が認められ、令和7年度の予算査定額は5,603万8,000円となったところです。

なお、その内訳としては、米沢観光推進機構の予算3,600万円、市事業実施分の予算として2,003万8,000円となっております。

私からは以上です。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、事業内容の精査、その判定について、どのようないきさつであったか御説明申し上げます。

先ほど産業部長から答弁がありましたように、11月上旬に担当課から予算要求書が提出された時点においては、米沢市版DMO推進事業費として事業費総額9,887万8,000円の要求がありましたが、その後、担当者ヒアリング、財政課長査定、総務部長査定の中で、観光課から要求のあった事業全体の状況やDMO推進事業における要求内容等を精査し、予算査定を進めたものであります。

具体的には、令和7年度の観光課所管の当初予算要求においては、道の駅米沢空調設備改修工事や上杉記念館塀整備工事などの多額の事業費を要し、かつ緊急的に実施しなければならない懸案事項があったため、観光課が所管する予算全体の中で緊急性や必要性などから優先順位を判断し、DMO推進事業費の予算を一部削減し、他の事業に振り分けることとしたものでございます。

なお、この判断の過程では、DMO推進事業が国の交付金を活用して5年間の計画で事業を推進している中、令和7年度で4年目を迎え、事業推進主体が将来的に行政からの補助金等に頼ら

ずに自走していくことが交付金の採択に当たり求められていますので、計画期間中の中間地点を折り返し、残り2年間で自走に向けてソフトランディングしていく必要があることも考慮したものでございます。

これらのことについて、予算編成過程の中で、観光課と財政課において協議を重ね、当該事業の核となる観光情報データベースの収集・運用に係る観光DX事業などの骨格は維持しながらも、これまでの事業の成果や費用対効果などを勘案して、当初の目的達成に影響を与えない範囲で予算の圧縮に努めたものでございます。

当該事業の予算の決定経緯としては、財政課長査定を経て、前述の予算編成上の観点などを考慮した観光課からの再要求額の提示を受け、最終的には、総務部長査定の際において産業部と協議を行い、予算査定額として取りまとめたものでございます。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） 産業部長、そして総務部長、御答弁ありがとうございます。

まず、今回のDMOの令和7年度予算編成に当たって、その前提として少し確認させていただきます。令和6年1月12日、監査委員勧告においてDMOの双方代理行為が問題になったわけですが、この点を確認させてください。

まず、市として、結論として、監査委員勧告についてどのような手続が行われ、今現在どういう状況にあるか、これを確認させてください。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 監査の勧告において、双方代理の状態であったという監査の結果があったわけですが、それらにつきましては、これまでも追認を承認していただくなど、そういった双方代理を解消する行為を、議決などをいただきまして現在解消されているものと認識してございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ありがとうございます。

あともう一つ、支出の面で問題があった。具体的に言いますと、例えば山形新聞12月12日において、米沢市が市長名で行った米沢観光推進機構への支出について、会計上不適正な処理は確認されなかったという報道がなされましたが、この支出面については問題なかったという認識でよろしいですか。これも確認させてください。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 問題ないものとして認識してございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ありがとうございます。

まず、大事なポイントですが、米沢市版DMOにおける双方代理行為、そして支出面において問題はなかったと、そういう前提で私も議論を進めさせていただきますが、そこでもう一つ、民法第108条、今回双方代理行為が問題になったわけですが、これは総務部長に確認します。基本的にこの第108条、通説的な判例も含めての理解ですが、形式的に双方代理を禁じている規定というよりは、実質的な利益相反行為を禁じている規定だというのがおよそ一般的な理解ですが、この点は米沢市も共有しているという前提でよろしいですか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 民法第108条の双方代理、または利益相反は、最高裁判例等から判断するに契約行為に関するものを対象としていて、行政機関としての予算編成作業については契約行為ではないということから現在は問題ないものとして認識しているところです。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ありがとうございます。

ちなみに、今回双方代理行為が問題になって利益相反行為を禁じているわけですが、監査報告書によると、何が問題になっているかという

と、機構の会長と米沢市の市長が同一であるという状態において、ここを解消するようにということでした。今回の予算編成過程においては、ここはどういった関係であったのか。要するに、機構の会長は市長、この状況というのは解消されていない、あるいは何らかの意図があって今同じ状況であるという、そういう認識でよろしいですか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 先ほどとも繰り返しになるところでございますけれども、契約行為に関するものを双方代理、利益相反などの民法第108条の規定は定めるものと認識してございます。行政機関の予算編成作業については、契約行為でないから対象外と考えてよいと考えてございます。

また、実際に米沢観光推進機構の会長が米沢市長であるということにつきましては、そういった金銭の受領、支払いといった契約行為の際には双方代理にならないよう、契約行為の当事者を事務委任によって別の者にする対応を行っており、双方代理に抵触しないように取り組んでいるところでございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） これは確認です。ここはあまり長くしませんが、第108条は実質的な利益相反行為を禁じている規定なわけです。契約行為もそうですが、第108条は民法創期規定から、創期から草創期、忠実義務を負うと。要するに、本人の利益と自分の利益が衝突するときは、自分のために考えやすいものだから、自分の利益を犠牲にすると命じるのは難しいと、そういうことで双方代理行為を禁じている。要するに、実質的な利益相反行為を禁じているわけです。

そうすると、細かい法律的な観点も含めて、今回、予算編成において、例えば市長は予算を減らすという行為をしている。そして、観光DMOは予算要求をしているという意味において、利益が衝突する状況があると思いますけれども、この点はどのように理解していますか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 民法第108条においては、契約行為に関するものを対象としているという認識でございます。行政機関の予算執行につきましては、契約行為でないことから対象外ということで考えてございます。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） 分かりました。米沢市の理解としては、契約行為のみを民法第108条の対象にするという理解ですね。

もう一つ、事実上の確認をします。今回、先ほどの予算要求ですと9,800万円が米沢市の担当課から要求があつて、総務部としては総務部長決裁で5,500万円ぐらいの半額になったわけです。観光DMOは、先ほどの安部産業部長の御答弁のように5年間の計画予算であつたわけですが、これが約半分カットになっているわけです。計画上、米沢市のDMOの皆さんも話を聞いているところですが、半額カット予算というのは2年間の事業にとっては大変大きな問題だという認識ですが、この点、予算編成過程においてこういった合意形成があつたのか、あるいはどのような手続が進められたのか、教えてください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 予算編成に当たりましては、私ども要求する立場としては必要な予算を要求いたしました。しかしながら、先ほど答弁がありましたように、市全体の予算の中で考えるということも必要なことだと思っております。

一方、私ども観光課の予算につきましては、令和7年度、新年度どうしてもしなければならない事業というものが、例えば四季のまつりの事業であつたり、あるいは所管している施設の途切れのない修繕をしなければならないということもあります。そういう事業を抱えますと、全体の予算でやはり考える必要があると。改めて観光課全体の予算を見直した上で、必要なものを精査して協議したというところであります。苦渋の決断でこ

のようなことになったと考えています。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ありがとうございます。

やはり米沢市は今財政が厳しいですから、10%のマイナスシーリングがあって、その中でも今回50%ぐらいの大きな削減があったわけです。それは苦渋の決断だということでございますけれども、安部部長にもう一度確認しますが、観光DMOの視点から見れば、事業予算が削られるというのは、今後の2年間、計画予算として観光DMOの視点から見てもかなり厳しいと思いますが、これはどのようにお考えですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 DMOの事業につきましては、精査に精査を重ねた上で新年度事業を考えたものであります。一方、米沢市の観光を考えますと、DMO事業だけではありません。様々なお客様を受け入れる施設の整備であったり、あるいは誘客のための事業も必要ですし、そういうトータルで観光の振興策を考えていく必要もありますので、そういった経緯の中で必要な予算を計上したということです。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） ありがとうございます。

トータルでということでございますけれども、先ほどの御答弁によると、道の駅の空調、そして上杉記念館の塀、これは緊急予算だということです。DMOは5年間の計画予算です。そして、半分以上が国からの交付金によって賄われる。かなり有利な予算財源でありますよね。緊急予算と計画予算で緊急予算を優先するという表層的な理屈は分かりますが、本当にそういう視点でいいのですか。緊急予算だったら、財源調整基金とか使ったほうがいいのではないですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 記念館の板塀の話でありますけれども、こちらにつきましてもできるだけ有利な財源ということで、都市構造再編集支援事業

というものを使っております。そして、設計につきましてもいろいろ考えた上でやっておりますので、緊急というお話ではありましたが、時期を見据えて、新年度につきましては上杉記念館ができて100年の記念の年にもなりますので、何とかそれに合わせて整備しなければならないというものであります。

また、道の駅の空調につきましても、緊急ということも多少はありますけれども、一方で寿命が来ているということもありますので、そういう意味では計画的な修繕という考えもできるものと思っています。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） 道の駅に関しては寿命が来ている。でも、これは産業建設常任委員会ではかなり計画外の、予定外の空調の修繕ということだったと思います。そこは確認させていただきます。今の発言は産業建設常任委員会の発言と少しニュアンスが違うかと思います。

時間がありませんから進みますが、今回予算の手続で米沢市から観光DMOの幹事会に、2月13日だったと思います、予算の半額の話がそこで初めて行われたわけですが、令和6年1月26日の市政協議会資料、これは先ほどの監査勧告を受けてこのように書いているのです。米沢観光推進機構は、市内の観光関係団体をはじめ、商業や工業、農業など様々な関係団体、会員団体数35団体で組織しており、令和4年度及び令和5年度の負担金については、会長一人の判断ではなく、総会において予算の審議と議決を得て、手続を進めていますと書いています。

要するに、負担金の追認を議会に求めた場合において、手続上の追認根拠として、これは市長一人の判断ではなくて、トータルな合意形成があって、実質的に利害関係はない、実質的な利益相反関係はないということで追認根拠として上がっている文章だと思います。でも、今回話を聞くと、2月13日に半額の話が幹事会にあったと。そ

して、総会は5月ですよ。さらに、この観光予算は1月30日が国への申請締切りです。これまで丁寧に合意形成してきた過程があったという記載があるにもかかわらず、今回はそういった事実が見受けられないわけですが、これはなぜですか。この点、御回答ください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 観光推進機構の幹事会につきましては、規約を持っております。会長、副会長、その他の幹事で構成されているものですが、機能としては4つの事項を分掌していると。1つ目としては、総会への付議事項、2つ目としては、事業計画、予算の執行に関すること、3つ目として、戦略会議の掌握、最後は、総会の議決を要しない機構の執行に関する事項。したがって、事業計画、予算につきましては、決定された事業並びに予算の執行に関することについてのみ権限を有するということが厳密な解釈でありますので、よろしくお願いいたします。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） 厳密な解釈は分かりました。では、確認しますが、総会における予算案の審議と議決を経て手続を進めていますと。会長一人の判断ではなく、要するに、そういった手続過程において、追認をする意味でこの記載というのは厳密な記載をしなかったという理解でいいですか。要するに、これは議会の監査勧告についての追認をする判断基準になるような内容です。この点において、なぜそういった厳密な説明はなかったのですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 幹事会の文書については先ほど申し上げたとおりでありますけれども、内容に応じて情報を共有しながら方向性を決めるということについても、幹事会でその都度やはり事務局としてお諮りして決めていただくということが、事業を進めていく上で大事だと思っておりますので、そういう形でしたということでもあります。

○相田克平議長 佐野洋平議員。

○1番（佐野洋平議員） 時間もありません。ここで市長にお聞きしますが、今回1月末の国への申請で予算要求をして、約半額の事業費を請求していると。今後、まだ総会は5月です。そして、幹事会の内容ですと、今回の約半分の予算決定に皆さんが御納得されている状況ではないと私は認識しておりますが、そういう状況下で市長はどのようにこの予算について議会としては受け止めればよろしいとお考えですか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御通告がない突然の御質問なので、正確な答えができるかどうかではありますが、議員も御存じのとおり、地方自治法第147条は、地方自治体の長は団体を統括し、代表すると。第149条に、それぞれ長としての役割というのが明確に書かれているわけでありまして、ここには予算を調製し、執行することということが書かれておるわけでありまして、ほかにも地方税の徴収であるとか、財産の管理等々が書かれているわけでありまして、やはり今回予算の編成でございますから、市長部局において判断し、決めさせていただいたと、こういうことであります。

観光推進機構は、あくまでもその範囲内で事業の戦略を練っていただくという大前提ということでもあります。誤解のないように、民法第百何条でしたか、双方代理の話と予算の執行及び実行ということについては全く別の話ですので、双方代理の話は契約等の話ですから、幹事会で協議するという議決が必要だという話だとは思いますが、予算の執行の話はまた別の次元だと思っております。なお、本件については、国にも私が自ら出向いて御説明しているところでございます。

○相田克平議長 以上で1番佐野洋平議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休 憩


~~~~~

午前10時31分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、今米沢に住む方々の幸福感を上げるべき  
ではないか、11番植松美穂議員。

〔11番植松美穂議員登壇〕（拍手）

○11番（植松美穂議員） おはようございます。  
至誠会の植松美穂でございます。

足元の悪い中、本日も傍聴に来ていただいた皆様、誠にありがとうございます。

今日は3月3日、ひな祭りです。娘からちらし  
ずしとハマグリのお吸い物をリクエストされて  
おりますので、今日の日程が終わりましたら急い  
で準備をしたいと思っております。

さて、米沢でもやっと春の兆しを感じられるよ  
うになりました。この冬の大雪で大変御苦労され  
た方々が多くいらっしゃると思います。大雪の中  
ではありましたが、学校なども休校になることな  
く通常の生活を送れることは、米沢市民の皆様の  
忍耐強さと、自助、共助、公助のたまものと思っ  
ております。

春はもうすぐです。もう少しの我慢ですが、一  
方で、この雪でもう雪は嫌だ、引っ越しをしたい  
とおっしゃっている市民の方々もいらっしゃいま  
す。雪は多いけれども米沢はよいところだ、米  
沢に住み続けたい、そんなふうに思ってもらえる  
ように、米沢に住む方々の幸福度を上げるにはど  
うしたらいいのか。

現在、米沢に住む方々から不平や不満が多く聞  
こえてくれば、このまちに若者の定住・移住など  
見込めるでしょうか。米沢のすばらしいところを  
認識し、不満を課題と捉えながら、市民の幸福度  
を上げるべきだと考えます。

それでは、質問に移ります。

大項目、今米沢に住む方々の幸福度を上げるべ

きではないか。

米沢市デジタル田園都市構想総合戦略の基本目  
標2において、令和9年度の社会増減の目標値を  
0人としています。令和5年度は、転入者2,018  
人に対し転出者2,702人でしたので、マイナス684  
人でした。社会増減0人の目標までは程  
遠いと言えます。

現在も移住・定住対策を様々行っておりますが、  
U I J ターンなどの移住の方々に比重が大きい  
ように思います。移住対策も大変重要ですが、米  
沢を選んで残ってもらうことも大変重要だと考  
えます。人口流出を防ぐため、米沢に残るメリッ  
ト強化が必要ではないでしょうか。

そこで、小項目1、高卒で地元就職する方向け  
の就職祝い金などはないかについてです。

先ほども申し上げましたU I J ターンに関する  
補助金や奨学金返還支援などがありますが、地元  
高校生が地元で就職する際のインセンティブが  
全くないのではないのでしょうか。市長の市政運営  
方針の中でも、東京圏から県内企業に就職する学  
生の支援とありました。県内という大きい範囲で  
いいのでしょうか。東京圏からだけでいいのでし  
ょうか。やはり現在米沢に住む学生向けのインセ  
ンティブが足りないのではないかと思います。

以前の一般質問においても、合同入社式の提案  
や高卒の地元就職数などをお伺いしております。  
ですが、米沢市の新卒就職者数の把握をされてい  
ない、県内の数字しかない、米沢の数字がないと  
いう回答でした。地元企業の経営者の方からは、  
大卒ではなくても高卒の新卒が欲しいのだとい  
うお話をお伺いしております。数字目標を持って、  
高卒新卒者の確保のために、地元就職で100万円、  
ぜひ目玉施策とできないでしょうか。

例えば、制度としては100万円を奨学金のように  
貸付けすることとし、10年間米沢市で働いてくれ  
たら返済不要としてはいかがでしょうか。就職準  
備として免許取得や車の購入などの資金に充て  
られれば、喜んで地元に残る学生が増えると思い

ます。18歳の若者が10年間米沢に残ってもらうための投資です。ぜひ実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

続きまして、小項目の2、女性や子育て世代が働きやすい制度設計になっているか。

女性は扶養の範囲内で働きたいという方も多くいらっしゃいますが、それだけではなく、子供といる時間を大事にしたいと考える方も多くいらっしゃいます。女性だけでなく男性もそのように考えている方が増えているように思います。

そこで、伺いたいします。庁内で時短勤務などはどのようになっておりますでしょうか。また、病院においてはいかがでしょうか。特に有資格者の方々が働き続けやすいような制度になっておりますでしょうか。医師や薬剤師の方々も含め、働き方を理由に辞めなくても働き続けられる環境にあるか、お教えてください。

私も小学生の子供がおりますが、妊娠期、乳児期、幼児期、そして小学生になっても、低学年と高学年では手のかかり方が違います。その時期その時期において働き方が選べるようになれば、離職することなく安心して子育てができると思います。子育てが終わってからもしっかりとキャリアを積むことができる環境整備が整っているのか、伺いたいします。

続いて、小項目の3、米沢に住み、働き、家族をつくり、幸せに暮らしていけるロールモデルを提案できないか。

これは、若者が米沢で幸せに暮らすイメージがつかないのではないかと思ったからです。米沢は賃金が安い、楽しいところがないというイメージや、求人票を見るだけでは分からない米沢で幸せに暮らすロールモデルを提案していく必要があると思います。

市外へ移り住まなくても、米沢で住み、働き、楽しく暮らせるロールモデル、米沢の賃金や家賃などの経済モデル、親との同居や近居のロールモデル、仙台や東京へ遊びに行くことのできる距離

感、米沢で子供を育てるメリットなどをしっかり分かりやすく発信していくことは重要です。若者、子供たちでも分かる内容の発信、親世代にも伝わる発信をしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

米沢での暮らしを楽しんでいらっしゃる方、満足されている方も多くいらっしゃいます。ネガティブな思い込みを払拭し、米沢のよさ、米沢の暮らしなど、よいイメージが市内外に広まるよう、官民力を合わせる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

演壇での質問は以上となります。御答弁よろしく伺いたいします。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、1、今米沢に住む方々の幸福感を上げるべきではないかのうち、（1）の高卒で地元就職する方への就職祝い金などはないかについてお答えいたします。

ただいま植松議員が御指摘のとおり、現在本市では県と連携して、大学等卒業後に一定期間以上、市内に居住・就業した方を対象に奨学金の返済を支援するやまがた就職促進奨学金返還支援事業制度を実施しております。

一方で、市内高校生を対象に、市内企業への就職促進を図ることを目的とした就職祝い金、就業期間により返還免除となる貸付けなどの支援は行っていないところです。

ただいま御提案の市内企業に一定期間就業した場合に返済が不要となる100万円の支援金制度の創設につきましては、新社会人を迎えるに当たっての支度金・準備費用への支援としては有効であると考えられます。しかしながら、制度化するには多くの課題があるものと考えています。

まず、1つ目は地域企業のニーズとの整合性についてですが、就職の動機が会社の魅力や仕事内容より支援金目当てになってしまうおそれがあること、そのことが本人の社会人としての成長や

企業の発展につながるのかどうか。

2つ目は公平性の点から、市外から就職される生徒や市外の高校に通う生徒は対象とするのか、農林業、自営業、事業承継、創業の場合は対象とするのか。

3つ目は透明性の点から、支援金を支給した後、数年先の追跡は可能なのか、雇用主側の理由で離職した場合や、市外・県外へ転勤・転職した場合はどう扱うのかなど、制度設計を行う上で、大学などの奨学金返還支援のように既存の奨学金制度に対する支援とは異なる難しさがあるものと考えています。

地元就職者に対して就職前祝い金などを支給する制度を実施している自治体は、県内では尾花沢市が地元就職応援スタートアップ激励金として、市内事業所に就職した高校生から大学生の新卒者に対し、正社員として3年以上継続して就労する見込みなどの一定の要件を満たす場合に20万円を交付している事例があります。実績をお聞きしますと、想定件数を下回っており、制度設計の面で御苦労されているとのことであります。

植松議員の御指摘のとおり、市内の高校生が市内企業に就職し、定住促進を図ることは大変重要な課題であると認識しておりますので、どのような施策が持続可能性の面や公平性、透明性の面、地域ニーズの面、さらに定着率向上の面から可能なのか、費用対効果も含めて先進事例などの情報収集を行いながら研究してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、小項目2、女性や子育て世代が働きやすい制度設計になっているかについて、市長部局等の状況をお答えいたします。

働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に係る国の取組が加速する中、近年は育児・介護に係る法改正が繰り返されているところです。こ

れらの改正の目的は、少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、子の年齢に応じ柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を行うものです。

本市においても、法改正に伴い国から示される休暇等の制度に準拠しており、基本的には国と同様の全ての休暇等の制度を利用することができます。職員に対しては、「妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援マニュアル」を作成し、周知を図っているところでございます。

休暇制度等については、相当数の種類がございますので一部を申し上げますと、育児休業については、出産した女性職員は全員が、また配偶者が出産した男性職員も8割ほどが取得しているところです。そのほか部分休業、育児短時間勤務を利用する職員も増えているところです。今後、子の看護休暇や時間外勤務の免除に係る子の対象年齢の要件が拡大されるなどの改正が予定されており、より柔軟に利用しやすい制度となるものと思っております。

その他、介護に係る休暇等についても国に準じており、性別、年代を問わず、職員が働きやすい職場環境の整備に努めているところです。

私からは以上です。

○相田克平議長 渡邊病院事業管理者。

〔渡邊孝男病院事業管理者登壇〕

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、小項目2の女性や子育て世代が働きやすい制度設計になっているかについて、市立病院の状況をお答えいたします。

市立病院の職員は、看護師が最も多い職種ですので女性職員が多く、また、子育て世代の職員も多くおります。看護師に限らず、医師、薬剤師等においても、出産した女性職員は現在全員が育児休業を申請し、取得できている状況です。育児休

暇を取得した職員がいる場合には、代替として会計年度任用職員を雇用し、周りの職員への負担が大きくならないような対応をしております。

子育て中の職員が働きやすい環境づくりの一つとして、アメニティセンターに院内保育所を設置しております。職員は子供と一緒に出勤することができ、また、夜勤にも対応できるよう夜間保育も行っており、同じ建物内に子供を預けることで、安心して業務に専念できる体制を整えております。

また、小学校就学前の子供がいる職員は、深夜勤務、時間外勤務の制限を請求することができることとしております。この制度は、全国的には3歳未満の子供となっており、来年度から小学校就学前まで引き上げられるものですが、米沢市では以前から独自に小学校就学前までに範囲を広げて対応してきております。そのほかに部分休業や短時間勤務もできるような制度も整えており、このような制度を利用しながら、子育てと仕事を両立している職員も多くおります。

市立病院ではこのような対応を行っており、近年、出産・育児を理由に退職する職員はおりません。今後も、女性や子育て世代の職員が働きやすい職場環境の整備に努めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、(3)の米沢に住み、働き、家族をつくり、幸せに暮らしているロールモデルを発信できないかについてお答えいたします。

若年層の首都圏への人口流出は、本市にとっても大きな課題となっておりますが、議員がお述べのとおり、地元に残り楽しく生活を続けている市民もたくさんいらっしゃいます。

議員が御提案の取組としては、現在、広報よねざわの裏表紙に隔月で「ここにいい人いい仕事」というコーナーを設け、地元就職している若者

の働く姿を紹介しております。この取組を拡充させ、本市に生まれ楽しく定住されている方を、まずは広報よねざわで紹介することを行いたいと考えております。さらに、そうした好事例を取りまとめ、市のホームページで紹介したり、パンフレットとして中高生に配布したりする取組も検討してまいります。

今後整備を進める新たな産業団地においては、若者の定着につなげたい思いもありますので、議員が御提案のロールモデル発信について前向きに取り組んでまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) 御答弁ありがとうございます。

先ほど産業部長から、ニーズの整合性、支援金目当てなどが出るのではないかというお話がありました。これは学生たちに聞いたことがあるのでしょうか。例えば高校生、大学生が就職を決めるときに、自分がやりたい職種、やりたい企業を選ぶ方もたくさんいらっしゃると思いますが、ざくっと東京に行きたいのだよねということで東京に行かれる方も多いのではないかと思います。そんな中で、支援金目当て、例えば100万円もらえるんだってよということで、それで残りたいと思う方が出る、こういうことが必要ではないかと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 決して取組についてどうこう申し上げているのではなくて、地元に残ること、定着させることがまず第一だと考えております。ですから、様々な観点からやはり考えていくことが大事だと思っています。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番(植松美穂議員) 就職支援金ですけれども、特に就職支援金という名の下に18歳の方が10年残っていただければ、10年の中で米沢の地域に溶け込む、地域貢献していただく、10年間納税し

ていただく、消費していただく、たくさんコミュニティーをつくっていただく、また結婚する、出産する、そんなことも想像できるわけですが、そこまで想像した上で今御答弁いただいているのか、教えてください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 地元に残っていただくということは非常に大事なことです、具体的な制度設計については様々な課題がありますので、そこを十分考えて施策を練っていく、そういう必要があると思っています。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） 様々やっていることは存じ上げておりますし、市長からも県内でお話がありました。ですが、米沢市が県内の中でも選んでいただかなければいけない。米沢市を選んでいただくため、そういったことでされている米沢市独自のものがあれば教えていただきたいのですけれども。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 特に米沢に残っていただくためには、やはり米沢市には他県の企業に引けを取らない優れた技術を持っている事業所、すばらしい企業がありますので、まずはやはり地元の企業を知っていただく、そういう取組が大事だと思っておりますので、例を申し上げますと、鶴城高校の開校に向けて地域コンソーシアムというものをやっておりますが、仕事の内容を実際に学校で体験できる、そういう事業も行っております。大変学校の先生からも評価いただいている事業であります。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） 地域コンソーシアム、組織としてアピールしていく、あとは各企業のいいところを生徒たちに見てもらい、それも重要かと思っておりますけれども、そういった企業は全国津々浦々あるわけです。企業が努力すべきこと、企業が磨いていくべきことと、行政が米沢市として

行っていくこと、ここは別だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 その大本の理由であります、市内の高校生であったり、その親御さんにつきましては、市内に働きたい仕事、魅力ある仕事が少ないと考えていることも事実だと思っております。ですから、先ほど申し上げましたように、様々ないい事業者をしっかりと情報発信して知っていただく、そういうことが大事だと思っています。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） 小項目1に関してはここまでしておきますけれども、大雪というビハインドをどうやってはねのけて米沢を選んでいただくか。ここは県内と言わずに米沢市独自のものをもう少し行っていただいて、コンソーシアム等々をやっておられるとは思いますが、それが個別の学生たちに全く刺さっていないと私は思います。ちゃんと高校生、大学生、しっかりとのおおの生徒たちに刺さるような大きな施策をしていただきたい、そのように思います。

続きまして、小項目の2でございます。

先ほど、病院で働き方に関する辞職はないとお伺いさせていただきました。どうしても病院に対するクレームといいますか、いいイメージがなかなか湧かない中でこういうお話をお伺いしますと、何でアピールしないのかと思います。病院が新しくなってから、市民の期待、働いている方々の期待などもあるかと思いますが、そういったことはしっかりアピールされているのでしょうか。そのあたりをお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 御指摘ありがとうございます。なかなかアピールはできていないと今お話をお伺いして認識いたしております。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） 演壇でも述べましたが、どうしても不満が漏れ聞こえてくるほう

が多いのではないかと思う中で、満足されている方々の声や期待があるという声をしっかり述べていかないと、不安ではないかと思います。働いている方も不安だと思いますし、そこで働こうと思う方も多くないのではないかと思いますので、しっかりと新米沢市立病院への期待感と今どういう状況かという、できていることのアピールをしっかりとさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

小項目の3、市報に載っていると企画調整部長からお伺いしましたけれども、私が思い描いているロールモデルというのは、市長がいろいろなところでお話しされていました。賃金は安いけれども住宅購入は安いなど、いろいろなところでお話しされていたと思いますけれども、そういう具体的なロールモデル、お金に関するロールモデル、私などはやはり地元が米沢ですので、親が近くにいるから仕事ができるということもあります。そういうことも含めて、人物像の紹介もいいと思いますけれども、時間の使い方やお金の使い方、米沢での楽しみ方、そういった具体的なロールモデルも発信していく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 議員がお述べのことについても十分承知しておりますし、情報を発信する上ではそういったところも大事だと思っておりますので、そういったことができるような形で広報等で紹介していきたいと思っております。

○相田克平議長 植松美穂議員。

○11番（植松美穂議員） 先ほどの小項目1とも少し絡みますけれども、費用対効果のようなこと、あと公平性、様々あるかと思いますが、例えば移住に関して力を入れていることもありますし、これからも移住対策しなければいけないと思いますけれども、移住対策をして何人の方が移住してきたのだというところもあると思います。

公平・公正ももちろん必要ですが、ちや

んと市民に刺さる、市外の方に刺さる、そういった政策をしていかないと、コンソーシアムがあるとか、ホームページに書いてあるとか、様々やっていることは存じ上げておりますけれども、なかなかそれが市民、学生に刺さらないのが米沢ではないかと思います。いろいろやっていることをさらにアピールしていくこと、そういうことが必要かと思います。ぜひ、子供たちに刺さる、若者たちに刺さる、親世代も子供に米沢はいいところだと声を上げて言える、そんな発信をしていただきたいと思いますが、市長、最後にいかがでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。植松議員の議論を今聞いていて、大変納得のいくところが多かったと感じております。

おっしゃったように、具体的に米沢に住むと、これだけお金が楽になるのだということは非常に大事だと思います。現在も首都圏なり関西圏と比べてこれだけメリットがあるのだといった発信の仕方、全くおっしゃるとおりだと思いますし、そこで生き生きと暮らしている個人をピックアップするのも大事、また、おっしゃった就学支援金ですけれども、なかなか制度設計的には難しい部分はあろうかと思いますが、何ができるかということは真剣に受け止めて考えていきたいと、このように思います。

今のところ大学生、大学に行った方々をどう支援するかという発想までは具体的な研究にも着手しているわけですが、まだ今年は予算化になっていませんけれども、視野に置いていますが、おっしゃったように現役の高校生たちというのも非常に大事なところありますので、御指摘の点を踏まえながら、子供たちというか御家庭にも届くようなもの、いいことをやっても届かなければ意味がありませんから、御指摘を踏まえて進めていきたいとこのように思います。

○相田克平議長 和田市立病院事務局長。

○和田 晋市立病院事務局長 申し訳ございません。

1点、壇上での答弁を訂正させていただきたいと思いを。

勤務時間外の勤務の制限の請求についてですけれども、3歳未満から就学前へというのが米沢独自の制度だと申し上げた内容になっておりましたが、全国的なものに沿った内容でしたので、訂正させていただきます。

以上でございます。

○相田克平議長 植松議員よろしいですか。

以上で11番植松美穂議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時09分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、建設工事格付け等級基準額の見直し状況は外1点、13番島貫宏幸議員。

〔13番島貫宏幸議員登壇〕（拍手）

○13番（島貫宏幸議員） 皆様、こんにちは。至誠会の島貫宏幸です。

昨日とは打って変わって、今日は寒の戻りということで雪がちらつく中、傍聴席にはこのように多くの皆様にお越しいただきました。足元の悪い中、大変ありがとうございます。

私からは、今回、大項目2つ質問させていただきます。

まず、1つ目、建設工事格付け等級基準額の見直し状況について伺います。

建設工事6業種の格付表は、議会にもお示しいただいておりますが、近年における原材料価格や労務単価の急激な上昇を踏まえ、現行の格付け等級基準額の見直しを、昨年3月の予算特別委員会

で求めておりました。

今後も設計単価の高止まりが続くことを考えると、入札に参加できる基準額をそれぞれ引き上げなければ、入札に参加できる機会を失いかねないと心配しているところであります。こうした事態を回避するために、基準額の見直しを提案しておりました。

そこでお聞きしますが、この一年でどのように課題を整理し、検討がなされてきたのか、いつから新たな基準を施行できるのか、その進捗について伺います。

次に、毎年のように、原材料価格や労務単価の引上げが続く中で、市が発注する工事に影響が生ずると考えられますが、今後の設計単価の推移見通しをどのように捉えているのか、その影響も含めて伺います。

次に、大項目2つ目の冬季におけるバス待ち環境を改善できないかについて伺います。

最強寒波が何度も南下し、全国的に記録的な豪雪をもたらしました。雪が切れ間なく降り続き、新幹線の運休や高速道路の通行止め、道路の除雪が追いつかず、荒れた路面で渋滞が発生するなど、通勤や通学、物流や公共交通にも大きな影響が出ました。

言うまでもありませんが、除雪された雪が路肩に高く積まれ、排雪が進まない期間が長いこともあり、バス停留所の乗降スペースが確保されていない箇所が多かったのではないのでしょうか。

そこで、伺います。必要な乗降スペースを確保するためのバス停留所における除雪体制はどうなっているのか、また、どのような課題があるのかお聞きします。今冬のような大雪でも、バス利用者の利便性や乗降時の安全性を高める必要があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いしますが、現行の体制の見直しも含めて、次のシーズンに備え対策の強化を図るべきだと思いますが、本市の考えを最後にお聞きし、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、建設工事格付け等級基準額の見直し状況はの小項目1、建設工事格付け等級基準額の見直しを求めているが進捗はどうかについての御質問にお答えいたします。

まず、本市としても、建設工事格付け等級基準額の見直しは、地域の建設業者が公平に競争できる環境を整えるために重要な要素であると認識し、精査を進めてきたところです。

最初に、これまで本市で行ってきた格付等級の見直しの推移を確認したところ、平成18年度以降、建設工事格付け等級基準額の見直しやランクの追加など7回の改定を行っている状況でした。直近の基準額とランクの改定につきましては、令和元年度に行っておりまして、令和元年度以降の物価変動を反映する見直しを行うこととしたところでございます。

近年、人件費や資材費の高騰が続いている状況でありますので、本市の積算で使用する県単価の状況を確認しました。令和元年度から令和6年度間の労務単価は約20%上昇し、主要な材料の上昇率は約15%から約42%という状況であり、種類によって上昇率が異なっていたところでした。

工事費は、直接工事費と間接費で構成されており、県単価や歩掛かりの上昇は直接工事費にそのまま影響を与える一方で、間接費には直接影響を与えないことから、令和5年度に発注しました標準的な各種工事を積算システムにおいて令和元年度の県単価と歩掛かりに入れ替え、工事費を積算して令和元年度から令和5年度間の上昇率を把握したところです。

また、国の格付等級基準額の見直しでは工事費を別の年度に変換するデフレーターが使用されていたため、積算システムで算出した上昇率とデフレーターによる上昇率を確認したところ、ほぼ同じ結果となったことから、国の見直しと同じデフレーターを使用することに決定いたしました。

デフレーターのデータは秋口に更新されている状況で、昨年の11月に令和6年4月のデータが公表されましたが、本市の新たな格付は令和7年度から使用する予定でしたので、令和6年4月のデータに令和5年度から令和6年度の1年分の上昇率を加算した推定値を使用し、令和元年度から令和7年度間の上昇率を20%と捉え、この上昇率を現行の基準額に加えて建設工事6業種の新たな基準額を決定したところです。

なお、基準額は、年度の途中で切り替えると混乱を招く可能性がありますので、新年度、令和7年度から施行したいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、大項目1、建設工事格付け等級基準額の見直し状況はのうち、小項目2、今後の設計単価の推移見通しをどのように捉えているのかについてお答えいたします。

本市の土木及び建築工事において、近年の原材料価格の上昇や労務単価の引上げが続いていることによる建設費の高騰については、工事費が上昇し、確実な事業執行や事業期間の長期化、さらに事業内容そのものの縮小、見直しなどへの影響があり、重要な課題であると認識しております。これらの要因には、地政学的リスクによるエネルギー価格の高騰、さらには人材確保など、複合的な要素が影響しているものと考えております。

今後の見通しにつきましては、国際的な経済動向や為替の影響も含め、不透明な部分はあるものの、本市といたしましては設計業務を通して必要な内容を精査の上、事業組立てを工夫しながら予算確保を行い、高騰する建設費に適切に対応してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕



○遠藤直樹企画調整部長 私からは、2の冬季におけるバス待ち環境を改善できないかについてお答えいたします。

初めに、(1)のバス停の除雪体制はどのようなになっているのかについてですが、今冬の大雪によりバス停が隠れるほどの堆雪状況になっていたところもあり、バス御利用の皆様には御不便をおかけしたところであります。

市が管理するバス停の除雪に関しましては、設置場所ごとに対応が異なっております。まず、歩道除雪が行われている箇所については、歩道からバス停に乗降できるよう、道路管理者に対し、歩道からバス停、車道への除雪をお願いしております。

個別に対応している箇所として、市役所前のバス停は市職員が除雪しており、山形大学正門前とイオン米沢店前に今年度設置した3基の上屋付バス停は、民間の広告会社が除雪も含めて管理しております。上杉神社前、二中前、NTT前、信夫町の4か所のバス停については、バス待ち環境の改善を官民協働で図る「バス停見守り隊」の制度を活用し、4事業者の御協力により除雪の対応を行っております。

その他のバス停は、バス停付近にお住まいの方が善意でボランティアされている箇所もありますが、基本的には指定管理者や市職員が危険性がある場合に除雪対応を行っております。

なお、市民バス等のバス停は全部で約140基あり、全てのバス停で快適なバス待ち環境を維持することは難しい状況であります。

次に、(2)の次シーズンに備え対策を強化すべきと考えるがどうかについてお答えいたします。

まず、約140か所全てのバス停の雪の状況確認を2月中旬に職員が巡回して実施しました。今後、対応が必要な箇所を抽出し、指定管理者やバス事業者と協議しながら、個別に対策を検討することとしております。

具体的な対策としましては、道路管理者との協議による除雪の拡充をはじめ、付近の事業者や市民の方に対するバス停見守り隊の協力要請などを実施してまいります。

また、最近の事例として、歩道のない道路脇のバス停を、市民の方の御協力により除雪している車庫前に移設したケースがありましたので、こうした取組についても検討していきたいと考えております。

今冬はバス待ち環境の悪化だけでなく、道路状況の悪化によりバスが大幅に遅延する日もありました。道路管理者と大雪時の対応を検討するとともに、場合によっては経路の見直しなども検討する必要があると考えております。

今冬の大雪を教訓に、今後のバス停の環境改善を実施してまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○13番(島貫宏幸議員) 御答弁ありがとうございます。

昨年3月定例会の予算特別委員会で、格付等級の見直しについてはぜひお願いしたいということと言いましたけれども、この1年かけて課題を整理し、4月1日からの施行ということで今答弁いただきました。契約検査課の皆さん、本当にこの1年いろいろ大変な思いをされたと思うのですけれども、一定の結果が出たということで大変うれしく思っているところです。

今答弁いただきましたので、今後の産業建設常任委員会の中で詳しい説明があるかどうかではありますけれども、今回決まった約2割、20%の上乗せという中身も含めてなのですが、事業者も含めてどのように今後公表というか、お知らせ、通知をしていくのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 今議員がおっしゃっていただきましたとおり、産業建設常任委員会にまず報告

させていただくということになります。その後ですけれども、令和6年度は、令和7年度に向けて指名競争入札参加者登録の切替えの年度になってございます。今年の3月、間もなくですけれども、市内の登録業者には新たな格付の通知をお渡しする予定です。その通知書に格付等級基準が変更される旨の説明を記載するとともに、本市のホームページにも掲載し、令和7年4月1日から滞りなく運用できるように準備を進めたいと考えてございます。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○13番（島貫宏幸議員） 分かりました。ありがとうございます。

それで、先ほど1回目の答弁の中で、一番単価が上がっているのは42%という数字もありました。今回平均して20%ということではありますけれども、今後も引き続き人件費や資材価格が、地政学的リスクも含めて国内情勢も含めて上昇し続けることが予測されるわけでありまして。今回、改定していただいたわけでありましてけれども、今後もそうした状況を見据えながら柔軟に対応していく必要があると思っているところでありまして、その辺についてはいかがでしょうか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 壇上でも申し上げましたが、建設工事格付け等級基準額、こちらにつきましては、地域の建設業者が公平に競争できる環境を整えるために重要な要素であると認識してございます。そういった様々な数値、人件費なども含めですけれども、そういった情報に常にアンテナを立てて、必要であればそういった適切な対応をさせていただくように考えていきたいと思っております。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○13番（島貫宏幸議員） 分かりました。引き続き、世界の情勢、国内情勢などを見据えながら注視していただいて、柔軟な対応をしていただくようお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。

冬季におけるバス待ち環境の改善ができないかということで、市内約140基のバス停があるという御答弁でありました。そこで、議長に許可をいただいて、今回画像資料を使って質問させていただきたいと思っております。

こちらは山交バスのバス停の画像ですけれども、山交バスにも実はお電話をして、使用していいということで許可をいただいております。こちらの画像は、1月の大雪があった後、少し小康状態の後に撮らせていただいたバス停の様子です。

次、お願いします。これは2月12日に撮影しました。先ほどもそうだったのですけれども、乗降するスペースが確保されていないということで、恐らくバスの運転手も、お客様がボタンを押して降りたいという意思表示をしたときに、どこに降りればいいのかということで大変苦勞されたと思います。ここで止まるということは車道で降りなければいけないということで、大変危険な状態にあったということが言えると思います。

次、お願いします。こちらは上屋付のバス停ということで新しく整備していただいた箇所であります。米沢市内の大型ショッピングモールの近くにあるバス停であります。雪がない状態だと、そんなに大変な段差もなく乗降できるような環境であります。

次をお願いします。こちらは歩道側です。大変圧雪状態になっていて、お年寄り、御高齢者の方、あとは体の不自由な方がバスを利用しようとしたときに大変御苦勞されたと推察できるところです。

右の写真は、道路側から安全を確保しながら撮った写真でありますけれども、見ただけでは少し分からないと思うのですが、先ほどの縁石の上に圧雪した雪が乗っていて、30センチメートル以上の段差が確認できました。実は前にここを通ったときに、白杖を持った方がバス待ちをされておりました。ここ数年でも記憶にないぐらい大雪が降ったわけでありまして、よほどこれは少な

い状態でしたけれども、私が見たときはこの1.5倍ぐらいの高さの上に白杖を持った方がバス待ちをされておりました。大変心配される状況であり今も続いているようです。これは最近撮ったのですけれども、今朝も通りましたが、今も同じ状態になっているということでもあります。

次の写真をお願いします。これは正面から撮ったところです。少し乗降する場所は下がっておりますけれども、やはり段差が確認できるということでもあります。右手の市民バスのバス停ですけれども、こちら乗降できるスペースがないということで、記録として撮った写真であります。

ありがとうございました。資料は以上で結構です。

それで、先ほど市内各所を点検して今後の対策についていろいろ検討を進めていただいたということで、早速対応いただいたわけでありすけれども、今後の見直しの状況によって、こうした先ほどの画像にあるような状況がうまく解決されて、バスの利用者がもっと利便性よく安全に乗降できる環境を整えていく下地だと、今回の調査でしていただいたと思うのですけれども、その点、もう一度確認のために御答弁いただければと思います。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 先ほども答弁いたしましたが、今回の点検結果を基に、また次年度も降雪状況によりますけれども、特に降った雪が多く積もっているような状況であれば、その箇所で点検しながら、やはり随時見直しして危ないバス停にきちんと対応していかなければいけないと思っておりますので、そういったところを今後しっかりやっていきたいと思います。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○13番（島貫宏幸議員） 先ほども少しありましたが、市民の皆さんがボランティアで少し雪かきをしていただいている箇所もあるということでもありますので、バス停見守り隊の方々の数

というか、協力していただける方々をこれから少し増やしていく、強化していく必要も同時にあると思ったところです。そうした意味でも今回問題提起として一般質問させていただいているところでもありますので、ぜひその辺についてもしっかりと対応いただきたいということを申し添えたいと思います。

そこで、先ほどもバス停の除雪について建設部長から答弁いただいたわけでありすけれども、今回はやはりあまりにも雪が多過ぎて、なかなか機械除雪がうまくいかなかったケースだったかと思うのですが、今後こうした大雪のときの配慮については様々な検討課題があるかと思えます。その中で、現時点で考えられるような内容というか、配慮できるものについてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 道路の除雪の関係でお答えさせていただきます。

市道管理者といたしまして、除雪業者に対しまして、市道に設置されましたバス停周辺についてはなるべく押し雪をしないようにというところで御協力いただいているところであります。今冬につきましては、1月末まではそのような状況を確保できましたけれども、2月の大雪以降についてはなかなか押し雪する場がなくて、バス停周辺は大きな雪の塊になったりしまして、バス待ち環境がなかなか良好な状態ではなかったというところを除雪事業者からもお聞きしているところであります。

さらに、バス路線につきましては第1種除雪指定路線になってございますので、基本的には排雪しながら道路除雪が適切にできるようにということで配慮しているわけでありすけれども、やはり事業者からはこのような御意見をいただいております。なるべくバス停の設置につきましては、公共施設の出入口付近に設けられないかという御意見をいただいておりますし、さらに県道の

バス停もあるわけでございますので、県道の除雪におきましては管理者から同様の意見をいただいておりますので、今後はこのような御意見をいただきましたので、バス担当部署とも協議しながら、その対応策を検討しながら、バス待ち環境の向上に努めてまいりたいと思っております。

バス停周辺を小まめにするというのは、なかなか機械除雪だけでは難しい状況にもありますので、そこに一手間を加えることによってバス待ち環境の良好な状況が保てるのではないかと思いますので、その辺の観点も踏まえまして、バスの部署とも検討しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○相田克平議長 以上で13番島貫宏幸議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時35分 休 憩

~~~~~  
午前11時36分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、将来を見据えた本市学校教育の考えを問う、16番遠藤隆一議員。

〔16番遠藤隆一議員登壇〕（拍手）

○16番（遠藤隆一議員） 米沢爽風会、遠藤隆一でございます。

本日は、御多用の中、傍聴にお越しの皆様、そして配信を御視聴いただいている皆様に、まず御礼を申し上げます。

それでは、早速一般質問に移らせていただきます。

大項目として1件でございます。将来を見据えた本市学校教育の考えを問う。

少子化や学びの多様化によって、子供たちを取

り巻く教育環境は年々大きく変化しております。現在、本市においては、平成30年から令和19年までの20年を一区切りとして適正規模・適正配置等基本計画が策定され、統廃合が進められているさなかであります。今後一層少子化が進むことになれば、次回基本計画の見直しに向けた議論を今から始めなければ間に合わないとは私は大変危惧するところでございます。

このたび令和7年度市政運営方針においても、子育て・教育の米沢の実現、そして中高一貫教育校の本市への設置が一丁目一番地に掲げられているわけです。

まずは、今年に入って、山形県立米沢興譲館高校と米沢東高校の早期計画推進並びに通学に便利な立地への移転と中高一貫校設置に係る要望書が出されております。山形県としても、今後2年間、令和7年から令和8年にかけて東南置賜県立高校の再編計画をまとめるとしております。国会では、所得制限の撤廃による高校授業料の無償化が実現の見通しとなっております。まさに今、教育政策の大きな転換期の真ただ中にいると言えると思います。

そこで、今回は、本市における学校教育の現状認識と課題をどのように捉え、どのように向き合う考え、覚悟をお持ちなのか伺います。それによって、改めて問題、課題点を洗い出し、今後引き続き対応策を求めてまいりたいと考えております。

まずは、中高一貫校について伺います。その主たる目的と期待効果、県に対する具体的な要望内容、スケジュール及び設置に向けて課題と捉えていること、それに対する具体策についてお答えください。また、その具体的な計画をいつまでにまとめ、議会、市民に示されるお考えなのかを伺いたい。

続いて、少子化の状況下で本市がなすべき学校教育について伺います。少子高齢化の著しい本市において、進学率の上昇、私立高校の無償化、さ

らに中高一貫教育校設置となれば、高校卒業後の地元定着はもとより、人口流出によって将来的な労働力、人材の確保はより一層厳しくなり、新産業団地への企業誘致どころか、企業の事業撤退も危惧されるような状況下で、本市にとってどのような学校教育の在り方、高校再編が望ましいとお考えなのかを伺います。

最後に、誰一人取り残さない学校教育の在り方について伺います。ここまで申し上げたところに加えて、令和8年度以降本格化する市立学校の統廃合によって生じる教育環境の変化に対応できずに悩める子供たちが相当数増加するのではと心配するところですが、本市教育委員会としてはどのように考え、どのような対応を用意されているのか。現状に合わせ、近年の不登校等の推移、義務教育終了時における進路の決定状況等についてお伺いしたいと思います。

以上、演壇からの質問を終えさせていただきます。

○相田克平議長 近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 遠藤隆一議員の御質問にお答えします。

私からは、大項目、将来を見据えた本市学校教育の考えを問うのうち、（１）中高一貫教育校についてのうち、中高一貫教育校についての市長の思いについてお答えいたします。

令和7年度市政運営方針にも示しているとおり、本市の子育て・教育環境を県内最高水準にするため、県立の中高一貫教育校の誘致を進めてまいります。これは、私が公約として掲げてきた子育て・教育の米沢を実現するための大切な施策の一つであります。

県立中高一貫教育校は6年間の計画的・継続的な教育活動を最も効果的に展開でき、子供たち一人一人に応じたきめ細かい指導ができるメリットがあることから、全国各地で数多く設置され、御存じのとおり山形県内においても、東根市と鶴

岡市に東桜学館、致道館2校が既に設置されております。

平成28年に開校した東桜学館高等学校・中学校においては、中高一貫校の強みを生かした教育活動が展開されており、生徒たちが生き生きとした学校生活を送り、大きな教育効果を上げていると認識しております。議員が御案内のとおり、米沢市内からも同校に通われている生徒がいらっしゃいます。

本市に置賜初の県立中高一貫校ができ、県内最高水準の教育が展開されれば、通いたいと思う生徒が集まり、通わせたいという御家庭も米沢に来ていただけるものと考えております。よい教育機関があるということは、そのまちの大きな魅力であり、力と言えます。県立の中高一貫校を設置することで、既存の市立中学校、また鶴城高校、私立の九里学園、米沢中央高校といった、これまである学校との相乗効果も期待でき、好循環の米沢を実現させる大きな要素となると考えます。

御指摘のとおり、米沢商工会議所と米沢興譲館高校、米沢東高校の同窓会からなる「（仮称）米沢新高校の早期整備を実現する会」の方々から、県立中高一貫教育校の母体となる学校については、興譲館高校と東高校の統合校として考えてほしい、新設の学校は学生が通しやすい市街地に設置するとの要望をいただきました。新しい学校が置賜各地から通しやすい立地であるということは非常に重要であると考えており、こうした市民の皆様の御意見を十分に受け止めてまいります。

具体的な教育内容などについては、県教育委員会と本市の教育委員会で計画していくものと認識しておりますが、こうした趣旨を御理解いただき、官民挙げての誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、大項目、将来を見据え

た本市学校教育の考えを問うのうち、（１）中高一貫教育校についてお答えします。

中高一貫教育校の目的と県への具体的な要望内容、スケジュール及びプランをどのように提示するかについてですが、中高一貫教育校の目的については、平成21年6月に出された山形県中高一貫教育校設置構想に、高校入学者選抜の影響を受けることなく、安定した学校生活の中で6年間を通して生徒を継続的に把握、理解しながら、計画的・継続的に教育活動を実践することにより、生徒の個性や能力をより伸長することができること、幅広い年齢集団の中で、学校行事、生徒会活動、部活動、ボランティア活動などを通じ、社会性や豊かな人間性を育成することができることと示されております。

中高一貫教育校の設置は、生徒や保護者にとって、新たに6年間の中高一貫教育を選択する機会が加わることであり、多様なニーズに応えることができるものと考えております。

本市では、さきに述べましたような特色がある中高一貫教育校について、置賜に設置するなら米沢へとの思いを令和元年度から県重要事業要望書に掲載し、県教育局へ要望しているところです。

次に、要望活動のスケジュールについてですが、山形県教育委員会では現在、令和7年度からの次期県立高校再編整備基本計画を策定中です。また、令和7年度から令和8年度にかけて、東南置賜地区の県立高校再編整備計画の検討が行われるとされておりますので、それに合わせた要望活動を続けてまいります。

現在までの本市の教育委員会の動きですが、令和6年度は教育委員と教育委員会事務局による今年開校した致道館中学校・高等学校の先進校視察を実施しました。実際に校舎や生徒の学習の様子を見学し、校長先生や教頭先生から話を伺うことで、具体的な学校のイメージを持ったところで

今後、市長部局担当と共に県に依頼して、高校

再編や中高一貫教育校について説明を受ける勉強会を開催することで、行政担当者自身の理解を深めたいと思っております。その上で、教育関係者をはじめ、様々な分野の方々と交えて、本市の中高一貫教育の具体的な将来像を考え、市民の皆様と共有する取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、（２）少子化の状況下で本市がなすべき学校教育についてお答えします。

本市として、米沢に定着してほしい若者の教育、進路をどのように考えているかということについてですが、本市の教育振興基本計画では、学びを自己のキャリア形成とともに人生や社会で生かすことができる子供、郷土を愛し、社会人・職業人としての自立を見通して将来の夢や目標を持つ子供の育成を目指しています。

具体的には、小学校の段階から自身の変容や成長を自己評価するキャリアパスポートを活用し、児童生徒の自己理解に基づいたキャリア教育を進めております。また、中学2年生で実施する職場体験活動である米沢チャレンジウィーク事業など、地域の魅力的な人物との出会いの場や、本物に触れる体験型学習の機会を創出するなど、地域の教育力を最大限に生かしながら、生徒が社会の変化に適切に対応し、社会人・職業人として自立していくことを狙いとした学習を進めているところです。

このような取組により、自分自身の将来の希望を実現するために必要な学力や技能を身につけられるような進路について、自ら選択できるよう、学習指導とともに進路指導やキャリア教育を充実させることが重要であると考えております。

次に、（３）誰一人取り残さない学校教育の在り方についてお答えします。

議員の御質問にあった別室登校の生徒に対して各校で行っている取組はどのようなものかについてですが、個々の状況により、生徒の居場所や学習の場は様々であります。本市では、中学校に

適応指導員及び教育相談員を配置し、生徒が安心して過ごせる環境を整えているところです。

各校で行っている取組としては、生徒の学習の支援だけでなく、リモート授業に参加する際の補助や行事や集会時の付添い、家庭訪問や保護者との相談対応などを行っております。担任と適応指導員、教育相談員で児童生徒の情報を共有し、関わりを絶やさないようにしています。

今後も、誰一人取り残されず、全ての子供たちがその能力を最大限に伸ばし、社会で活躍できるよう、関係機関との連携を強化し、子供の状況に応じた支援体制を構築してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） 御答弁ありがとうございます。市長もありがとうございました。

そして、今まで中高一貫校については、歴代の市長がずっと受け継いできた要望事項だと思いますが、近藤市長は中高一貫校を何としても実現したいという思いで現在当たられているのかどうか、その覚悟だけまずお聞きしたいと思います。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 先ほど申し上げたとおり、好循環の米沢をつくるための一丁目一番地はやはり人づくりだと思っていますので、人づくりはもちろん生まれてから成人するまでの、成人して以降の社会教育も含まれるわけですが、とりわけ中高一貫校はその中核をなすものと、また、その場所においても、米沢のまちづくりを大きく立て直すきっかけになるものと、このように考えておりますので、まちづくり全体に対しても大きな影響のあるものと位置づけて取り組みたい、このように考えております。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） 御答弁ありがとうございます。決意を承りました。まちづくりに関しては私も同じ意見でございます。ただし中高一貫校については、もう少し慎重に進めるべきだとも思

っております。

教育長に伺いますが、今、米沢市の生徒数は令和5年に1,988人だったものが12年後、令和17年には1,283人となって、12年の間に約35%も減少していくわけです。ここにおいて中高一貫校になる場合に、その割合とといいますか、果たして本市の市立学校の生徒数からどの程度の割合、市外からどの程度の割合の生徒数を見込んでいるのか、お考えを伺いたいと思います。

○相田克平議長 佐藤教育長。

○佐藤 哲教育長 県立中高一貫校については、まだ設置も決まっていませんし、定員・定数等も決まっておりませんので、なかなか分からないところではありますが、先ほど申し上げました致道館中学校・高校の話を聞いてきたときに、1年生99名のうち78名が鶴岡市からの生徒ということで、やはり設置してある市から通学する子供が多いということは大体把握したところであります。

これからこの先本市の生徒数が減っていくことを考えますと、5年置きに適正規模・適正配置の基本計画については見直しを行っているところでありますけれども、もし中高一貫教育校が設置となれば、またさらに検討していきたいと思っております。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） さらにもう一件伺いますが、6年間継続的・計画的な学習を進めるとありますが、中高一貫校というのはほぼ半数が中学入学で、半数が高校からの一般入試でございます。これを6年継続とおっしゃるのはどういうお考えか、伺いたいと思います。

○相田克平議長 佐藤教育長。

○佐藤 哲教育長 先ほど壇上でも申し上げましたが、高校入試のない6年間の中学校・高校の生活というのはなかなか私も経験したことがないです。例えば中学校3年生の2学期、3学期も学習ができるということで、より発展的、応用

の教育活動ができるのではないかと考えております。内進生と後から入ってくる外進生との教育内容につきましては、それについてはまだ私たちも十分に研究していないところでありますので、先進校の東桜学館高校の様子などもお聞きしたいと考えております。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番(遠藤隆一議員) そこは一つの問題だと思うのです。そこをぜひ研究していただきたいと思います。

また、令和7年度の重要事業要望書の中では、令和6年度、教育界をはじめ様々な方々を交えて、本市における中高一貫教育校の具体的なビジョンを考え、市民と共有する取組を行うこととしていますとありますが、先ほど教育長の答弁の中に視察をしたとかいろいろありましたけれども、市民と共有する取組ということは今年1年行われてきましたでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

本年度につきましては、市民と共有する機会ということは残念ながら持つことはできませんでしたが、先ほど教育長が申しましたとおり、今年につきましては教育委員会事務局職員、あと行政担当者で学びを深めようというところで進めてきたところでございます。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番(遠藤隆一議員) ありがとうございます。

県内最高水準の教育を目指すとおっしゃいますけれども、例えば東桜学館を一つ例に取れば、今年も定員割れでございます。昨年も定員割れでございます。偏差値帯についても偏差値50、水準としてはそれほど伸びてはいないのではないかと私は見てとっています。

そうした中で、中高一貫校の定員の話にもなるのですけれども、入りを広げればそれだけ広い偏差値帯の子供たちが入ってきます。実質、今興譲館と東高校を一緒にするといえ、大体偏差値

35、40を切った生徒から70ぐらいまでの生徒、35ぐらいのバンドがあるわけですね。そうすると、公立中学校・高校とほとんど変わらない分布帯になるわけです。

そこで、県内最高水準を目指すというのは、逆に入り口を狭くしていかななくてはいけない、母数を増やしていかななくてはいけないということだと思うのですが、今、私立の無償化、上位校へのチャレンジを恐れないという傾向になると思います。なぜなら、私立高校も無償化ですから、私立高校の普通科は今すごくいい学校ができています。だったら、公立高校の上位校にチャレンジして、あとは私立校でいいという流れになっていくでしょう。

さらに言うと、だったら米沢の私立高校でなくても、私立高校が無償化でお金がかからないのであれば、電車賃を使って山形市内の上位の私立高校に行こうという生徒も増えてくるのではないかと危惧するところがございますので、その辺もしっかりと考えていただきたいと思っています。

時間がないので、先に進みます。

話が一つ飛んで、誰一人取り残さない教育ですけれども、今御答弁いただけなかったところがあるのですが、義務教育が終わって進路が決まった生徒、決まっていない生徒、どのぐらいの割合がいらっしゃるでしょうか。今御用意があればお答えください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 昨年度末の数値でありますけれども、卒業後の進路が決まっていない生徒というのはおりません。ですので、100%ということになります。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番(遠藤隆一議員) それは昨年度末ですね。今年度末ではないわけですね。それは報告としては各校長からどのような形で、一人一人の進路が明記されて上がってくるようなものなのでし

ようか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 今お答えしました進路が決まっていないということにつきましては、例えば高等学校に進学するという進路決定をする場合もあるでしょうし、あえて高校には進学せずに就職すると、こういう生徒は昨年度はおらなかったわけですが、必ず進路選択をしてはおります。ですので、個々の状況に応じた進路選択ということになります。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） 今伺ったところでいうと、決まったということではないのですね。進路選択をしたということだと思います。というのは、今年も私の周りでまだ進路が決まっていないお子さんが結構います。先週末も私のところに御家族で見えて、どうしたものかという御相談をされていた方もいます。

さらに言うと、義務教育を終えて、教育委員会としては、進路はみんな決まったのだと、みんな済んだのだといったときに、不登校だったお子さんが果たしてその進路でどのように生活しているのかというところまで把握されていますか。例えば不登校だった生徒が公立高校へ進んだら、しっかり勉学されて通っているのか、就職すればそこでどのような状況なのか、もしくはひきこもりが解消されたのか。そこは教育委員会としては把握されているでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 市内の中学校を卒業した子供たちについてですが、やはり現状といたしましては置賜地区内の公立高等学校、あと私立高等学校、そのほか少し範囲を広げて村山地区内の私立学校等に進学しているケースが大変多くあると思います。そういったところにつきましては、高等学校ですので設置者が県もしくは私立学校法人ということになりますので、所管がやはり異なりますので、こちらとして全ての数値を把

握しているというものではございません。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） 私が申し上げているのは把握に努めていただきたいということなのですが、結局、義務教育を終えるまではガイダンスプロジェクトもありますし、そうした学校教育がありますし、小学校・中学校の教育の下で不登校・ひきこもりの生徒にアプローチできるのですが、義務教育が終わった途端、これが社会福祉課だったり、こども家庭課といったところの重層的な困窮者支援、ひきこもり支援、独り親支援というところがあって初めてそういった不登校・ひきこもりのお子さんたちにアプローチできるという手段もあるのですが、そうでない限り、中学校で不登校を選んだ生徒が高校でも不登校という道を選んでいるかもしれない。そういったお子さんが長期的なひきこもりにつながるというケースが非常に多いということを考えると、これが切れ目のない支援と言えるのでしょうかと私は思うのです。

やはり中学校の義務教育から成年、二十歳前後と言ってもいいのかどうかですが、切れ目のないオーバーラップした支援が必要だと思います。例えば南陽市の例を挙げれば、今年、過去最大172億1,000万円の予算が組まれましたけれども、その中でひきこもりアウトリーチ支援事業として619万円、これは義務教育終了の青年層への支援として、新たにひきこもりや不登校相談支援として赤湯駅前に拠点を置き支援すること、これは福祉部門だけではなくて、教育委員会も連携して進んでいくと、民間事業者と一緒に進めていくような話を伺っています。これからのところもあるかと思うのですが、こういった義務教育が終わったからといって縦割りではなくて、連携していくようなお考えが教育委員会にあるのかどうか伺います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 これまでも現在もですけ

れども、市内の小中学校に在籍している中で、子供本人であったり各御家庭で困難さを抱えていらっしゃるような場合につきましては、教育委員会だけではなくて福祉部局との連携を進めているところでもありますし、卒業後もそういったところにつきましては連携した取組を続けているところでもありますので、今後につきましても、教育委員会としてというよりも全庁的なというか、教育委員会、教育関係部局と福祉部局が連携した取組を進めていかなければならないとは考えております。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番(遠藤隆一議員) ぜひお願いいたします。

最後に、本市を取り巻く教育環境と申しますと、まず、東南置賜の学校再編がこれから2年間で決まってしまうわけです。決まってしまうと表現したいところですが、今までの置賜の再編については、例えば「東南置賜地区にとって望ましい高校再編整備」という報告書も私は全部見ていますけれども、これは一番は普通校を期待しているわけです。さらに言うと、普通校からの進学校、普通校から就職できる高校、もしくは多様な学びができる学校が望ましいという声が一番上がっていたにもかかわらず、総合選択課程の高校設立にならなかった。結局、専門学科の学校をまとめて終わってしまっているわけであります。

その結果、例えば産業団地に必要な高度人材の育成、教育といったときに、IT分野ですとか、ビッグデータの処理といった、そういった大きな現代の学びが必要などころにおいて、例えば米沢鶴城高校の電気情報科、ここは情報技術を学ぶわけですが、40人の定員に対して15人です。40人の教室に15人しかいない、これはどうしたものでしょうか。今、コンソーシアムだったり、イノベーション連携といったところで一生懸命進めている。しかも、今度工業技術センターをこちらに持ってこようという様々な強みがある中で、どうしてこういったことになっているのでしょ

うか。

さらに言えば、東高校と興譲館を一緒にしたいと、それはいいですが、東高校は今山形県で3年連続8割を下回った高校、募集定員に満たない高校を今年から総合型の選抜に切り替えてしまったわけですね。今まで普通科高校の推薦はなくそうとしてきたものを、逆に、そこに推薦という言葉を使わずに前期特別選抜になったわけですが、この中身がまたでたらめなのです。5教科の配点ではなくて、5教科以外の体育、美術、家庭科・技術、そちらを傾斜配点にして募集しているわけです。少し分かりづらいと思いますが、最後に、市長にこのあたりの話を伺うつもりでしたが、時間がいっぱいになりましたので、私の御意見を申し上げてしっかりと務めていただきたいと思います。

以上です。

○相田克平議長 以上で16番遠藤隆一議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時07分 休 憩

午後 1時07分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、持続可能な農業推進とまちづくりについて～スマート農業・就農支援・市民協働で築く未来～、8番影澤政夫議員。

〔8番影澤政夫議員登壇〕(拍手)

○8番(影澤政夫議員) 皆さん、こんにちは。市民平和クラブの影澤です。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

今回は、持続可能な農業推進とまちづくりについて～スマート農業・就農支援・市民協働で築く未来～とさせていただきます。

本日の質問の基軸とする米沢市農業振興計画は、令和7年度から令和16年度までの10年間を対象としており、当局としては、米沢市まちづくり総合計画の部門計画として位置づけられております。したがって、各種農業計画との整合性とバランスを保ち、相乗効果を生みながら推進されるものと認識しております。

今回は、その点を踏まえた目標戦略として、以下3点について、発言通告書に基づき質問させていただきます。

(1) スマート農業の促進とインフラ整備について。

就農人口の減少が進む中、今後、農業を維持・発展させるためには、従来の農業手法に加え、最新技術を積極的に取り入れることが不可欠ではないでしょうか。具体的なものとしては、GNSSによる位置情報を活用し、自動操舵技術を普及するためのインフラの整備・進捗に合わせ、行政としてどのように関わりを持っていくのか、加えて、AI活用の生産管理システムとの連動も含め、精密農業の実現に向け、様々な関係インフラとの整合性を図り、制度化を目指すこととして、まずは重要な視点であると考えます。

これらのIT基盤の整備は、労働力不足を補いつつ、作物の品質向上や収量増加を実現するツールとして、確実に機能させる必要があります。また、現在農政課で取り組んでいる人・農地プラン改め、地域計画の策定は、10年後に目指すべき地域の農地利用の姿を地図で示す目標地図の作成が佳境を迎えています。この取組を効率的で無駄のない農業経営につなぐためにも、IT基盤整備を含め、同時並行で制度設計すべきだと考えます。本市の御所見をお伺いいたします。

次に、(2) 若年就農者の支援と定住促進に向けた本市の取組方針について伺います。

新規就農者や後継者の確保は、本市の未来を支え、人口減少にも歯止めをかける重要な要素の一つです。若年層の農業参入を促進し、移住・定住

を支援する取組が大切なことは皆さんが御存じのとおりです。

そこでお伺いしますが、これまでの様々な取組も含め、総合就農研修プログラムといった農業に特化した制度について、本市の取組の現状と今後の展開・拡充などの計画があればお聞かせください。

特に、経験豊富な農業者によるメンタリング制度を導入し、実践はもちろんのこと、精神面にも寄り添った支援が必要だと考えますが、この点についてどのようにお考えか、当局の御所見をお聞かせください。加えて、本市の創業支援事業などとも連動した機動的な支援制度が必要と考えますが、当局の御見識をお聞かせください。

これらの新しい農政事業には、若者や中学生向けの農業インターンシップなどを拡充し、農業の魅力を体感してもらうことや、様々な手法による情報発信も重要だと考えます。さらに、まちづくり総合計画の部門計画として捉えるならば、農業政策とリンクした住宅補助や子育て支援、就労支援など、安心して暮らせる環境整備を促すことも必要だと考えます。

単に補助金を設けるだけでなく、本市目標地図などを十分勘案した柔軟でユニークな制度をつくり、地域行事などを通じて新規就農者が地域に溶け込めるような仕組みづくりも重要だと考えますが、当局の御見識についてお聞かせください。

最後に、(3) 市民全体が農業に関わる機会の創出についてお尋ねいたします。

これからも市民の皆さんの農業に対する意識醸成が非常に大切です。そこで、園芸センターなどの多機能型交流施設を整備し、様々な特産品の研究開発を含め、農業体験やセミナー、ワークショップの開催などが行える拠点整備を進めることが望ましいと考えます。

市民農園なども併設し、気軽に野菜や花を育てられる環境を提供するとともに、園芸相談や若年就農者と市民が気軽に交流できるカフェやイベ

ントスペースを併設し、市民が楽しみながら農業を理解する場の整備が肝要だと考えます。このことは6次産業の活性化にも波及し、さらに多くの米沢の農業特産品開発にも資する大きなアイデア創出の場としても機能するものと考えます。そして、その制度設計の延長線上には、グリーンツーリズムの拠点として、その機能も兼ね備えることになると思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

農業は、私たちの食卓を支えるだけでなく、地域の環境や文化、経済にも深く関わる多様で大切な基盤です。その基盤の維持・発展こそが、本市が掲げる好循環の米沢の実現につながるものと確信してございます。

真摯な御答弁を御期待申し上げ、演壇からの私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私から、持続可能な農業推進とまちづくりについて～スマート農業・就農支援・市民協働で築く未来～についてお答えいたします。

初めに、(1)のスマート農業の促進とインフラ整備についてですが、ただいま御指摘のとおり、少子高齢化、人口減少は日本の農業において深刻な問題となっており、本市におきましても農業者の高齢化が顕著となっています。このような中、将来の農業の持続可能性を確保するためには、AI、IoTなどの先端技術を活用し、農作業の省力化や生産効率の向上が図られるスマート農業の導入が大変有効であると考えています。

本市でも、国、県と連携したスマート農業機械の導入を支援しているところであり、令和元年度以降の事例としましてGPS技術を活用した直進アシストなどの機能があるトラクターが5台、田植機2台、食味と収量センサー付コンバインが5台、農業用ドローン2台の導入実績がございま

す。

また、本市の支援事業、未来を拓く農業支援事業では、令和元年度からスマート農業による省力化技術の普及・支援として、農業用ドローン8機、アシストスーツ6台の導入に活用いただいております。

このようなスマート農業を普及させるためには、並行してインフラ整備も重要です。具体的な例としてRTKがあります。これは地上に設置しました基地局からの位置情報データによって、リアルタイムで固定局と移動局との間で位置情報のずれを補正し、誤差を数センチメートル以内で抑えることが可能であることから、スマート農業機械の操作におきまして、より安全で省力化が図られることが期待されます。

現在、本市においてRTKの固定基地局は設置されておきませんが、その設営や維持管理にかかるコストを複数の利用者が共同で負担することにより、費用を軽減することができることから、複数目的の農業利用や農業以外の利用を見据えつつ、先進事例も参考にしながら研究を深めていきたいと考えています。

また、AIを活用した生産管理システムなどの農業データの共有プラットフォームの活用も重要な施策の一つと考えています。具体的な一例としてWAGRIというものがありますが、気象、農地、収量予測など農業に役立つデータやプログラムを提供する公的クラウドサービスです。このプラットフォームを通じて農業者同士がデータを共有し、互いに学び合うことで、地域全体の農業経営の質を向上させることができるほか、データに基づいた意思決定が可能となり、リスク管理や生産計画の精度も向上します。これらの導入につきましても、システム内容を十分確認しながら支援を検討してまいります。

次に、(2)の若年就農者の支援と定住促進に向けた本市の取組方針についてお答えします。

本市におきまして、現在、担い手の育成に向け

た就農研修プログラムを持ってはおりませんが、若年就農者の不安要素を軽減するために、本市と県・やまがた農業支援センターが情報を共有する「農事相談カルテ」の作成や相談窓口を設置し、就農後に直面する課題や悩みについて、専門家によるアドバイスを受けられる体制を構築しています。

今後は、新規就農者同士や技術・知識豊富な高齢農業者から得られる情報を役立てられるような地域コミュニティの場を設けていきたいと考えています。

また、新規就農者に対する費用面の支援としまして、年間150万円を上限として3年間交付される経営開始資金に加え、県では、農業技術の習得だけでなく、経営ノウハウやマーケティングスキルも学べる研修体制を整備していますので、それらの周知を図りつつ、若年就農者を地域全体で支えながら地域農業の活性化を図ってまいります。

加えて、移住就農者に対する支援ですが、移住者への支援策の一つとして、国の交付金を活用して実施している移住支援金制度がありますが、令和7年度から移住前に関係人口としてふるさと納税など一定の関わりを持っている方であれば、移住支援金の対象に加えられるよう条件を緩和する予定であるほか、移住後のコミュニティ形成につきましても、移住者同士の交流の場をイベントとして定期的で開催し、移住者が安心して地域で暮らせるよう支援しているところです。

次に、(3)の市民全体が農業に関わる機会の創出についてですが、本市につきまして、ただいま御提案の園芸センターのような施設はございませんが、整備するには試験圃場も含めた立地場所、専門的人材の配置、費用の問題などから、現時点で直ちに施設整備の検討に入ることは難しい状況です。

現在、本市では、米沢地域有機農業推進協議会におきまして、有機農業に関心のある人の栽培研修の受入れを行う体制づくりを進めており、令和

7年度から、米、野菜、ソバなど、有機農業の指導者自身の圃場で栽培されている品目を学ぶ研修の受入れを行うこととしております。

また、小さい頃から農業に触れる機会の提供として、学校給食への有機栽培米の提供と併せて、希望する小学校を対象に、生産農家はその学校に訪問し、講話を行う農業者講話の取組を令和3年度から行っています。ここでは、スライド画像、動画などを使った有機農業に関する講話により、農業に対する理解を深めてもらう機会をつくっています。

影澤議員が御指摘のとおり、農業は、食、自然環境、歴史、文化など、私たちの生活基盤に関わる問題です。市民が本市農業の魅力を感じ取ることができる環境の整備、特に子供たちが職業として農業を選択したくなるような食育や農業体験の充実に向け、教育、観光分野、県などの関係機関と連携をより一層強め、各種プログラムの充実や農業に触れる多様な機会の創出を図っていきたいと考えています。

私からは以上です。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番(影澤政夫議員) ありがとうございました。

いわゆるR T K基地局の件について御答弁がございました。私、最近その辺が少し不勉強で大変申し訳なかったのですが、大手の農機具メーカーで山形県内に5か所でしたか、R T K基地局をもう既に本年の1月ぐらいに運営されているというお話がございました。そういった設備が出来上がった上で、さらにまた別にということになるのかどうか。私は不勉強でよく分かりませんが、ただ現状、先進的な事例がもう県内においても発生していると。しかも、それが置賜地域でも利用できるよう状況になってきている。このことを考えますと、いわゆるそういった事業所と例えば自治体との協定なども含めて、連携する考え方というのが今後出てくるのかどうか。詳細を少し確認しますと、やはり1ライセンス当た

り2万2,000円年間かかるという規定もあるようです。そういったところに対する利用しやすくするための行政側の手だて、関わりということについてはどのようにお考えでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 ただいまお話がありましたように、大手農機具メーカーが県内で基地局、全域をカバーするということで設置されていると聞いております。置賜地域では川西町に設置されているということですが、米沢市内全てカバーできるかどうかという部分についてはまだ聞いていないところであります。ただスマート農業の推進には確かに効果のある制度ですので、どういう支援ができるのか。具体的にそこら辺については、金額の面も含めて考えていきたいと思っております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひ前向きに検討されるべきだと思いますし、それと今一つ産業部長からも御答弁の中でございましたけれども、この基地局に関してはいわゆる汎用性があると。ほかの例えば今後の公共交通にも資するような、一定程度のGPS利用の非常に精度の高いものが利用できるわけですので、例えばそういったことも含めて御検討されるものなのか、あるいは今回は農業に特化したものだけなのかという点で少し確認させていただきたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 RTKの大まかな仕組みについては分かっておりますけれども、具体的にどういう汎用性、どこまで広がるかという部分についてはまだ十分な確認を取っておりませんので、そこについては先ほど御紹介のありました大手メーカーにもお聞きしながら、どういう使い方ができるのかというところは少し勉強していく必要があると思っております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひよろしく願いした

いと思います。

本市の農業振興計画の中で、最初の部分で出てくるのはやはりもうかる農業、これを目指すべきだと書かれてございます。しかし、もうかる農業といっても、現状大変な状況だということについては漠然と我々も、私自身もテレビ報道などで見ておりますけれども、現実的に報道の中にといいますか、ドキュメンタリーもあったのですけれども、およそ年間の生産物、そして売ってその他経費を差引いた場合、時給換算にすると10円だとその方はおっしゃっておりました。

こういったいわゆるもうかる農業と言う以上は、一定の本市のおおよその収入、そういったものについてどの程度把握しているかということについて非常に気になる場所であるのですけれども、これは事前に通告しているわけではないのであれなのですけれども、そういったデータというのはあるのかないのか。あるいは、今後そういったデータも含めて検証しようとしているのか、その点だけ少し確認させていただきたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 ただいま御指摘のありました統計資料につきましては、私たちいろいろ探しましたけれども、ないのが実情です。時給換算による検証というお話もありましたけれども、そこについても、したがって行っておりませんけれども、ただいろいろ調べてみますと、国の生産農業所得、そういう統計はございますので、御指摘のありましたようなことも含めまして、定量的な検証方法についても検討していきたいと思っております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） やはり実態を知ることとは非常に大切なことであるし、今後の計画に生かすにも、そういった基本的なベースがないと少し大変かと思っておりますので、ぜひその辺のところも少しお考えいただきながら進めていただきたい

いと思います。

農業そのものについて様々問題化されております。今現在も令和の米騒動という形とか、あるいは3月末あたりに予定されている令和の百姓一揆ではないのですけれども、そのような農業者の声を生かす、あるいはそれを発表するといえますか、例えばデモ行進などで都会でも対応されるということを聞くわけなのですけれども、具体的に水田の利用の関係について、それから畑地の開発についても、今後目的地図といえますか、そういったものが形成される中で、いわゆるもうかる農業の関係でいった場合に、先進自治体で私どもが少し見せていただいたところによりますと、ベースはあったかどうか分かりません。例えばの話ではないのですけれども、ただ年間の所得250万円の経営を目指すという目標を掲げていらっしゃる自治体がありました。それは就農ガイドとして明確に冊子化されていて、公表もされている中身なので、ちなみに福井市でございましたけれども。

先ほどの園芸センターではないのですけれども、そういったトレーニングファームも含めて全体的な考え方ということもやはりやっていかなくてはならない。それにはどうしてもメンターの力が必要ではないかと思うのですけれども、その辺のところで補強するような、250万円の経営を支えるような、つくれるようなメンターの制度ということについてはどのように今お考えでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 先ほど冒頭で申し上げましたけれども、やはり新規就農者同士や技術・知識豊富な高齢者の方、そういう皆様から具体的な技術といえますか、経験とか、そういうものをお話いただき役立てられるような仕組みがつかれないかということで、現在そういう場を設定することに向けて考えているところです。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） そこで併せてお考えいただきたいことなのですが、補助金ばかりではなくて、私が演壇でも申し上げましたけれども、例えばの話になりますが、農業定住を考えるそういった新しく就農される方々に対して、住居であったり、これも中古住宅であったり、それから農機具も最新のものではないにしても共用や貸出しを行う、そのような制度設計ということについてまで発展するようなことをお考えでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 農機具について申し上げますけれども、確かに新規就農される方につきましては、やはりその導入について相当の費用がかかるということから、特に新規の就農者の方には高いハードルになると思っています。ただ農業を廃業された方からそういう機具などを継承するような方法も有効であると思います。いろいろなメーカーもありますけれども、そういうものが地域内でできないかということも今内部で勉強しているところでありますので、そこを深めていきたいと思っています。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） やはりそれも有効な資源だと思いますので、メンターのそういった制度も含めて非常に就農しやすいような、そういう貸出し制度であったり、保障策も考えていってほしいということについて付け足させていただきます。

様々申し上げてはおりますけれども、とりわけ実は私は聞き取り調査のときにお話しさせていただいておりました。私の地域に住んでおられる農業者のお孫さん、そこに同居はしていらっしゃるのですけれども、全く別で農業をやっていらっしゃる家庭に娘さんが行かれて、娘さんの子供ですからお孫さんなのですけれども、その子が小学生時代から母親の実家に来て農業と一緒にやって、ちょっとした小遣いなどを頂くと、その小遣いを基に例えば刈り払い機のエンジンを取り替えたり、一生懸命農業について今後もや

りたいとおっしゃっているそうです。しかも、仲間を集めて農業クラブ、これは米沢ではないのですけれども、お隣高畠町の小学校・中学校だったのですけれども、農業クラブをつくるということもやっています。

今は私たちが生まれた時代と違って、なかなか機械化も進んで、子供たちから見れば非常に関心が高い。まして今後のスマート農業ということについての現状を子供たちが見れば、もっと違ってくるのかなという思いもあります。当然、上杉鷹山公や様々な米沢の伝統についての体験学習やら、そういったことも必要ではありますし、いろいろなことが学校の教育の中で行われると思いますけれども、先ほど申し上げたような農業研修の扱いであったり、それから実践学習であったりということ、今の産業部長答弁のような農業をこれから米沢市は目指しているわけなので、ぜひ見ていただきたいと思うのですけれども、その辺のところは計画とかがございますか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 現在、小学校5年生社会科の農業に関する学習では、農作業の基本的な内容に加えまして、仕事の工夫としてスマート農業に関する内容にも触れているところでございます。その中でリモコン式の給水栓、スマート農業機械が紹介されています。また、中学校の技術・家庭科の技術分野、生物育成の技術においても、スマート農業の将来像について具体的に示されて学習しているところです。

今後も、関係機関との連携を図りながら、農業に関わる学習や体験を通じて、農業に対して興味・関心を持てるような取組を推進してまいりたいと思っております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 県でも、アグリティーチャーという形で、多分教育指導部長はそれをおっしゃりたかったと思うのですけれども、制度的にはあるわけですから、そういった方を招聘して学

習するということも大切だと思いますので、ぜひその辺のところも取り組んでいただければと思います。

最後に、センターの関係でございますけれども、センターといいますと箱物とか、それからお金のかかることになろうかと思いますが、例えばですけれども、一次利用が終わった公共施設、そういったことを利活用しながら対応する、それから地図上のいわゆる目標地図の関係で、どうしてもそこがという場合、それを集約して市で借り上げながら園芸センター的な利用につなげていく、こういったところはいかがですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 学校施設の有効活用ということもありますが、少し思っておりますのが、やはり専門人材を配置しなければならないということがあると思います。そういう部分では県の農業技術普及課という部署が専門的な知見を持っている組織でありますので、そういうところと連携した例えば栽培講習会とかを事業展開すること、そういうところはまず取っかかりとして可能ではないかと思っております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） おこがましく持続可能な米沢、好循環の米沢と申し上げました。残り28秒を切っておりますけれども、市長から何かあればお話ししたいと思っております。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。

農業はもとより国の本なりというわけでありまして、とりわけ最近の食料をめぐる環境を見ますと、米沢にとっての重要性、いろいろな意味で、多面的な意味で大事になっていると思っております。多くの課題を抱えていますけれども、解決すべく取り組んでまいりたいと思っております。

○相田克平議長 以上で8番影澤政夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時37分 休 憩

~~~~~

午後 1時38分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、地域終活支援体制の整備を急ぐべきではないか、5番高橋英夫議員。

〔5番高橋英夫議員登壇〕（拍手）

○5番（高橋英夫議員） こんにちは。日本共産党市議団の高橋英夫でございます。

本日はお忙しい中、傍聴に駆けつけてくださいました市民の皆さん、誠にありがとうございます。しっかりと質問を務めたいと思います。

しかしながら、私の今日のテーマは、皆さんもお気づきのとおり、この間の代表質問で山田富佐子議員がほとんど同じ中身で質問しましたので、大体同じ質問の繰り返し、同じ答えの繰り返しになるかもしれません。なるべくお役に立てるような中身をお話ししていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

私の本日の質問のテーマは、地域終活支援体制の整備を急ぐべきではないかであります。

いわゆる2025年問題というのは、1947年から1949年までに日本で生まれた団塊の世代が全員後期高齢者となるのが今年2025年ということで、高齢者にまつわる様々な課題が顕在化を始めるタイミングを迎えました。

本市においては、全世帯数の19.6%に当たる6,537世帯が65歳以上の高齢者のみの世帯であり、このうち約半数は独居世帯ですので、およそ1万人の高齢者が家族と離れて生活しています。

そうなりますと、あらゆる場面で支障が生じることになります。除雪や雪下ろしはどうするのか、買物や食事作りは自分でできるのか、病院までの交通手段はどうか、トイレや入浴などの日常生活

は安全に送れるのかなどなど。元気なうちはまだしも、認知症が発症するなど判断能力や身体能力の低下で通常の生活ができなくなる、病院や施設に入院・入所しようとしても、手続が困難だったり、身元保証人がいないなどで大変な苦勞をするという場面も想像されます。

人は誰でも人生の終わりをいつかは迎えることになるわけですが、その前後にはたくさんの事柄があります。自分で生活することが難しくなった、入院することとなった、介護サービスを受けることとなった、施設に入所することになった、認知症になった、死亡した、遺体の搬送、火葬、葬儀、納骨、相続の手続、様々な死後事務などなど。

自分が亡くなった後のことは自分以外の誰かがやることになるので、自分が元気なうちにエンディングノートや遺言書を書いておくなどの終活をしておくことが非常に重要であり、人生のしまい方まで見通してこそ安心できる老後を送ることができるのだと思います。

昨年12月15日、偶然ですが同じ日に、山形新聞と朝日新聞に終活関連の記事が掲載されました。山形新聞の見出しは、「「おひとりさま」の老後手続き」というもので、まず取り組むべきこととして、①自分に関する情報の整理、②依頼や契約内容の明確化、③自分の意識がなくなったり死亡したりしても①、②の情報が確実に伝わるようにしておくことという3点を上げています。

より具体的には、自分の代わりに動いてくれる人の連絡先（電話番号、メールアドレスなど）、日常生活に必要なこと（運転や掃除、買物、食事の用意など）、入院費や家賃、その他の支払い手続、介護保険サービス選びや契約の手続、延命治療に関する希望、亡くなった後の葬儀や墓の手配、財産の配分や家財の処分、譲渡などを含むペットの世話など。これらを網羅して、自分の代わりに動いてもらいたい人に、どんなときに何をしてほしいかあらかじめ伝えておくことが重要という内容の記事でした。ただこの記事では、「おひと

りさま」が誰に伝えておけばいいのか、それを受け止めてくれる相手は誰なのかについては言及していませんでした。

朝日新聞は、「身寄りなき老後 身元保証業」という特集の連載記事の1回目、18日付までの4回連続です。

連載1回目は、名古屋市のNPO法人「ぷらっとほ一む」の事例。現在420人と契約を結び、約10人の職員と40人余りの有償ボランティアがサービスを提供しています。料金体系は、身元保証や生活支援、金銭管理などの一括契約で、契約時には24万2,000円と、以降、年度初めに8万4,000円、葬儀や行政手続など死後事務の報酬は29万7,000円で、別途葬儀代など実費分の預託が必要。ただ、近年急増する事業者には、契約能力が認めがたいのに契約する事業者も。消費者トラブルが増えており、国は令和6年6月に事業者向けガイドラインを公表するなど対策に乗り出した。

連載2回目の記事の見出しは、「死後に備える「預託金」、信託契約で保全」というもの。国が令和6年6月につくった高齢者等終身サポート事業者のガイドラインでは、預託金について信託銀行または信託会社を相手方とする信託契約を利用して保全することが望ましいとしているが、現状では信託契約の利用は広まっていない。そんな中、営利目的ではない民事信託の普及を目指し、司法書士らが立ち上げた「ふくし信託」（東京都新宿区）は令和5年春からサービスを提供する事業者などと提携し、預託金の受託を始めた。

静岡市の社会福祉法人「まごころ」は、信託との連携を始めた事業者の一つ。同市では全国に先駆けて優良な高齢者等終身サポート事業者を認証する制度を始めた。同法人は、同市が認証した唯一の終活支援優良事業者。

連載3回目の見出しは、「ケアマネが「生活サポート」事業」というものです。秋田県由利本荘市でデイサービスや訪問介護、訪問理美容などを手がける企業組合「ほっと」で代表理事を務める

松本慶一さんは、介護保険のケアマネジャーで社会福祉士の資格を持つ。

なぜケアマネが身元保証を始めたのか。かつては約10万人が暮らした由利本荘市だが、高齢化とともに人口も減り、今は7万1,000人余り。子供がいても首都圏などで働く人が多く、高齢夫婦や独り暮らし世帯が増えた。保証人がいなければ受入れを断る高齢者施設もある。緊急事態に遠方の子供が対応できるわけではない。病院に行く必要があっても、施設は深刻な人手不足で、スタッフが付き添う余力はない。自宅に何か取りに行ったり、買物をしたり、介護保険制度で認められたサービスではないものは報酬が得られないが、ケアマネが担わざるを得ない場面が増えていた。近所に買物ができる場所がなくなった。病院が遠くなった。特に山間部では一人で暮らす難しさが増しつつある。ケアマネが対応に追われる中、介護保険などでカバーされない隙間を埋めようと、組合に身元保証サービスを提供する生活サポート事業部を立ち上げた。松本さんは話す。独り暮らし、身寄りがいないことは、この地方でももう特別なことではありません。地域で支えていこうという土壌をつくり上げていきたい。

連載4回目の見出しは、「役割を分担 地域の輪で支える」というものです。千葉県柏市の一般社団法人「こもれびの和」は、病院や高齢者施設への入院・入所時の身元保証や、病院や買物への付添いなどの生活支援、葬儀などの死後事務を手がけている。こもれびの和は、柏市内で事業を展開する葬儀社が2021年8月に立ち上げた。きっかけは同社で葬儀を上げた人の遺族会を開催する中で、頼れる親族がない人の不安を聞いたことだった。会員数は約60人、地域包括支援センターや社会福祉協議会、ケアマネジャーからの紹介でつながる人が多い。

入会金など約70万円の基本料金に加えて、利用するサービスごとに費用がかかる。年会費などとして毎年約3万5,000円も必要となる。こだわり

は地域密着だ。何かあったときにはすぐに駆けつけられるよう、利用者は原則車で1時間以内の範囲に住んでいる人に限る。生活支援は1回3,000円程度から。地域のシルバー人材センターや民間ボランティアなどに同じ内容をより安く依頼できる場合はそちらを紹介することもしている。生活支援以外でも、地域のほかの機関などとの連携を重視する。例えば金銭管理を希望する利用者には、成年後見など高齢者福祉に詳しい弁護士を紹介する。認知能力が落ち、その弁護士を通じて法定後見の利用を始めた利用者もいたという。

11月26日、厚生労働省が開いた地域共生社会の在り方検討会議に参加した専門家からは、身寄りがない高齢者の困り事に既存の公的制度が対応し切れていないことを踏まえ、家族が果たしてきた機能を社会化していく必要性について意見が相次いだ。厚労省は今年度、身寄りがない高齢者らに身元保証から死後事務まで含めた総合的な支援を提供するなどのモデル事業を開始。家族機能を地域社会がどこまで担えるのか、どこまで担うべきなのか、議論が進んでいる。

新聞記事からの引用が長くなりましたが、私の今回の質問テーマである地域終活支援体制とはどのようなものなのかについてのイメージをお伝えする意味で紹介させていただきました。

そこで、小項目1の質問です。

今紹介させていただきました高齢者等終身サポート事業者の事例ですが、いずれも民間の事業者です。見てきましたように、高齢者の困り事に既存の公的制度が対応し切れておらず、米沢市においても、行政、社会福祉協議会ともに高齢者等終身サポート事業の施策はほとんど体系化されていないというのが実情かと思います。

では、本市における民間の高齢者等終身サポート事業はどのような現状なのでしょう、お伺いいたします。

続けて、小項目2の質問です。

まずは、終活相談窓口を開設してはどうかであ

ります。

先進事例である豊島区終活あんしんセンターの終活相談窓口については、以前一般質問で取り上げたことがあります。このセンターのチラシには、例えばこんな相談事がありましたということで具体例が紹介してあります。終活の始め方を知りたい、認知症になったときお金の管理が心配、自分の記録や思いを大切な人に伝えたい、葬儀やお墓についてどうすればいいか、亡くなった後のことが心配、頼れる親族がおらず今後のことを考えたい。これらは誰もが共感できる、また大いに関心のある相談内容かと思います。チラシではまたエンディングノートにも触れていて、センターの窓口で配布しているとのことでした。

今回の質問で私が特に強調したいところは、終活相談窓口の終活情報登録事業についてです。もしものときに必要な情報を御家族や大切な方に伝えられるようにと行われている事業で、登録できる内容は、緊急連絡先、本籍、通院先、アレルギー等の情報、リビングウイルの保管場所、臓器提供の意思、検体の登録先、エンディングノートの保管場所、死後事務委託契約や終活に係る生前契約の情報、遺言書の保管場所というものです。

今回取り上げた地域終活支援体制、あるいは高齢者等終身サポート事業は、その中身の範囲があまりにも広く多岐にわたるため、行政が単独で構築することは一朝一夕には難しいかもしれません。新聞記事にもあったような地域の様々な団体との連携も必要ですし、時間も財源も求められます。

そこで提案したいのが、終活相談窓口の開設です。豊島区の終活情報登録事業であれば、現在の担当課のマンパワーの中で何とか実現させることができるのではないのでしょうか。もしものための仕組みがあれば、多くの市民の不安を払拭できます。この事業にはたくさんのお金はかかりません。地域終活支援体制構築の初めの一步として、ぜひとも実現させていただきたいと思いますが、

いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

**○相田克平議長** 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

**○山口恵美子健康福祉部長** 私から、地域終活支援体制の整備を急ぐべきではないかについてお答えいたします。

初めに、（１）本市における民間の高齢者等終身サポート事業の現状はどうなっているかについてですが、議員がお述べのとおり、本市でも身寄りのない高齢者の独り暮らしや高齢者のみの世帯は今後も増加していくものと想定されます。身寄りのない高齢者などが死亡した場合、市が埋火葬の対応を行っておりますが、その件数は昨年度と比較して今年度は大幅に増加している状況にあります。

このような状況から、本市においても、今年度策定を予定している地域福祉計画及び今年度からスタートした高齢者福祉計画においても、高齢者に生じる様々な問題に取り組むことを掲載しており、事業の推進を図りたいと考えております。

御質問にありました本市における民間の高齢者等終身サポート事業の現状ですが、現在本市には、事前の葬儀等の手続、相続や生前整理など、終活全般についての相談に応じるほか、人生の最期を迎えるに当たり、自分の死後に残る課題と向き合いどのように解決していくかを考えるライフエンディングサービスを行っている民間事業者があり、また、弁護士や司法書士などの専門家の方が生前に依頼を受け、相続など死後事務などを行っているとお聞きしております。民間事業者等におけるサービスは当然費用がかかることから、金銭的に余裕のない方にとっては利用が難しい面もあると考えております。

次に、（２）まずは終活相談窓口を開設してはどうかについてお答えいたします。

現在、本市では終活に関する専門の窓口は設けておりませんが、死後の手続などに関する相談に

ついては高齢福祉課が対応しており、相談件数は月１回から２回程度と決して多くはないものの、亡くなられた後に必要となる手続や生前にできる準備に関することなどの相談を受けているところ です。

死後事務について、行政が法律の範囲で行えることは、身寄りのない高齢者等の埋火葬と限られるため、生前の本人の意向を酌んだ対応を実施することは難しい状況ではありますが、身寄りのない高齢者等に適切な情報を届け、判断能力があるうちに将来への備えを行い、本人の希望をできるだけかなえられる支援の在り方が重要であると捉えております。

今後、包括的な相談・調整窓口の整備、終活情報登録事業、総合的な支援パッケージを提供する体制など、本人に寄り添った意思決定の支援がどのようにできるか、事業実施主体をどうするかも含め課題を整理し、本市としての終活専門の相談窓口について、弁護士や司法書士などの専門職や職能団体からの意見を伺いながら、議員からの御紹介もありました先進地事例なども参考に検討したいと考えております。

私からは以上です。

**○相田克平議長** 高橋英夫議員。

**○５番（高橋英夫議員）** 山田議員の質問とも重なりますので、聞く方は２回目になるかもしれません。米沢における終活の一つの事業としては、エンディングノート、それから成年後見人の紹介とか、大きくは２つあるかと思います。この２つの事業、特に成年後見人についてはセンターが開設されまして、市民への周知も随分広がったかと思われます。ただ、全国的には非常に利用する人が少ないと伺っております。エンディングノート及び成年後見人の現状について、簡単にお知らせください。

**○相田克平議長** 山口健康福祉部長。

**○山口恵美子健康福祉部長** まずは、おしょうしなノートにつきましては、昨年度までの３年間で約

6,000冊を配布しております。配布先は米沢市医師会、コミュニティセンターなどに設置させていただき、あとはホームページなどからもダウンロードできるような体制を整えております。

活用につきましては、高齢者が元気なうちに人生を振り返っていただくよう、先を見詰める機会になるということで、介護支援専門員などが関わっている高齢者の在宅療養支援の際や、病院の退院時の支援の際に活用していただいている状況です。

次に、成年後見制度の状況になっておりますけれども、成年後見制度の周知については、置賜成年後見センターにて地区住民や各市町村担当職員向けの研修を行っております。また、そのほか様々な周知活動に努めているところです。

成年後見センターでの相談件数の状況についてですけれども、成年後見センターの利用者数につきましては、山形家庭裁判所の統計による本市の概数になります。令和4年9月末時点で255名、令和5年9月末時点で271名となっております。令和6年8月1日時点では280名となっており、年々増加傾向にあるという状況です。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 今お知らせいただいたのは相談件数ですね。実際に成年後見人をつけた、選んだという実績は分かりますか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 利用者数となっておりますので、利用されている方ということになります。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） あと、エンディングノートは私も一番新しいやつを見せてもらいましたが、多分これは随時更新されているのかなということで、担当者の努力に非常に頭が下がる思いです。

ただ、一つ私が気になったといいますか、追加したほうがいいのではないかなというページがあ

るのですけれども、それは最近デジタル遺品というのが問題になっていますよね。デジタル遺品というのは、亡くなった方が持っていたスマートフォン、あるいはパソコン、こういったもののパスワードが分からないために中が確認できない。そうすると、アカウントも分からなければ、数々契約していたいろいろなアプリだとか、契約先との関係を解約しようとしてもなかなかできなくて、その支払いが残った人にかかってくるという問題が大きいようです。そこで、デジタル遺品に関するページといったものを追加してはどうかと思ったところですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 こちらのおしょうしなノートにつきましては、様々な御意見とか御要望をいただきまして、今まで2回改訂を行っております。議員がお述べのように、デジタル遺品についての項目は今ございません。最終ページにあります自由記載欄などに記載していただいているという状況もあります。今いただきました御意見も踏まえまして、今後の改訂に向けて関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） あとは、基本的なことの質問になりますけれども、いわゆる独居世帯、そして65歳以上の高齢者だけの世帯数というのは大体分かっているわけですが、その中で実際に本当に身寄りがない、亡くなったときにどこにも連絡する人がいない方の数というのは把握されているのでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 地域包括支援センターなどでその方と関わる場合などについては把握できるということではありますけれども、全くそういう関わりのない方について、独居老人の方ということは確認できたとしても、その方に身寄りがあるかどうかというところまでは十分な確認はできないところです。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） 先ほどの答弁の中で、少しずついろいろな仕組みづくりといいですか、やっていくのだという話があって、非常に頼もしく感じました。ただ、私はこの間ずっと終活に関するいろいろな資料などを見ていきますと、非常に範囲が広くて多岐にわたってしまっていて、本当に行政単独では難しい面もあるかと。ましてや国の制度がありませんから、サービスに対する報酬がないという中で、財政的にもマンパワーを配置するにも非常に難しい問題があると思う中で、今結構意欲的な民間の事業者も登場していますよね。

例えば米沢市、終活というワードで検索しますと、真っ先にそういう全国展開をしようとしている民間事業者のページが出てくるのです。それを見ると、非常にある意味ではきめ細かく、しかも意欲的に取り組んでいらっしゃる。ただ残念ながら米沢には拠点は無いし、米沢での滞在者なりスタッフはいないわけで、ぜひ米沢の方どなたかに手を挙げてほしいと、ぜひ私たちと一緒にやってほしいというアピールをしている民間事業者でありますけれども、中身を見ますと、その社長がもう十三、四年ぐらいですかね、ずっと考え続けてきたのだという言葉に表れているように、このサービスは非常にかゆいところに全て手が届くという中身だと思いました。

そういう意味では、いずれはこういった民間の事業者の力も借りる、提携するということなども視野に入れていく必要があるのではないかと私は思ったところです。いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かに民間の力を借りるというところは必要になってくるかと思えます。壇上でも申し上げましたように、やはり民間の方々やられるとなると、それ相応の報酬等が発生するものもあるかと思えます。そこにどのような手だてが行政としてできるのかというところもございますので、それにつきましては調査研

究させていただきたいと考えております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） その業者の方がつくったホームページをずっと見ていきますと、いろいろな自分のしまい方というところがあって、例えば、お骨は納骨をする方法もあれば、樹木葬とか、散骨するとかがあるわけです。実は私の義理の兄が4年ぐらい前に亡くなって、御本人の希望で海洋散骨というのを行いました。比較的海洋散骨の場合はハードルが高くないみたいですが、米沢は海が遠いですから、例えば空き地といいですか、山林、そういったところに、自分は菩提寺を持っていなくてお墓をつくる必要がないという方がいれば、そういった人の共同墓地的な感じですかね。それを公営で行うということなども、一つのアイデアとしてはこれから求められてくるかと私は個人的に思っています。こういった散骨などについてのニーズに応えるような構えをつくる、これについてはいかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 近年、埋葬に対する考え方というのは多様化しております。散骨も少なからず見られるようになってきていると感じております。また、宗教の多様化なども考えられますが、現段階においては公設とかの墓地の考えはないところです。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○5番（高橋英夫議員） エンディングサポート、終活の事業というのは本当に奥が深く、大変な取組だということは想像できるわけですが、ぜひともまず初めの一步を踏み出していただいて、前に進めていただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

以上です。

○相田克平議長 以上で5番高橋英夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休 憩

午後 2時18分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、住宅リフォーム支援事業に併せ、本市独自の豪雪に強い住宅への改修に対する支援に取り組めないか、24番工藤正雄議員。

〔24番工藤正雄議員登壇〕（拍手）

○24番(工藤正雄議員) 一新会の工藤正雄です。

3月定例会は、代表質問が主であります。一般質問の持ち時間は短いですが、現在、市民の方々が例年になく大雪のため日常生活に様々と御苦労されております。建物面では、屋根の雪下ろし作業を繰り返し、高所作業での安全確保の配慮など、心身ともに疲労されております。少しでもその負担を軽減し、安心な生活が送れるように、既存住宅を改善できる克雪対策が必要と考え、その施策について質問いたします。

本市では令和7年2月6日に、大雪により人的被害や建物の倒壊、さらには農林業への影響を懸念し、米沢市豪雪対策本部を設置しました。今年度の降雪量は、2月9日時点の累積降雪量が537センチメートルになりました。降雪量を表すグラフで、4年前の令和2年度累積降雪量と比較すると下方線ですが、同期日の積雪深グラフは今年度162センチメートルで、令和2年度より28センチメートル多い積雪深になっています。

建物の屋根の上にこの積雪量の雪を上げておくことは危険と考えますが、本市に見られる既存住宅は、近年建設された住宅と違い、ほとんどが1970年代前後の高度経済成長時代に建設された住宅で、建物面積も広く、屋根や外観は和風的なものが多く見られます。建設された年代から見て、耐用年数を超し、老朽化が進んでいると思います。

国交省によると、これらの木造家屋の解体工事

は2030年の頃がピークで、2050年の頃に最終的に完了と予想しています。しかし、現実には、その既存の木造家屋で日常生活をされている多くの市民の方がおられますから、大雪に対し何らかの克雪対策に取り組むべきと考えます。

新年度予算書に継続事業として住宅リフォーム支援事業補助金が掲載されていますが、この事業補助金を利用して克雪住宅に改修することができるのか、お聞きします。

実際に克雪すまいづくり支援事業を実施している先進自治体では、事業の目的を、屋根雪下ろしの負担軽減を図るため、住宅の克雪化を支援するとともに、屋根雪下ろしに起因する転落事故を未然に防止するため、命綱固定アンカー等の設置普及を促進すると掲げています。

補助の対象となる克雪住宅に4通りを上げています。屋根に熱エネルギーの利用による融雪措置を講じる融雪式、2メートル以上の積雪荷重に対し安全な構造を有する住宅の耐雪式、屋根勾配により屋根雪を落雪させる落雪式、落雪住宅のうち床下部分を1.5メートル以上の鉄骨または鉄筋コンクリート造とする落雪・高床式の住宅等を対象に改築・改修4通りの補助額を出しています。本市も豪雪に備え、既存住宅の克雪改修の補助事業が必要と考えますが、当局のお考えをお聞きします。

演壇での質問は以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 御質問のありました住宅リフォーム支援事業に併せ、本市独自の豪雪に強い住宅への改修に対する支援に取り組めないかにお答えいたします。

今冬の降雪は、長引く寒波の影響により降雪量が例年を大きく上回り、市内の交通や住環境にも大きな影響を与えているほか、住宅の雪下ろしにおいては、特に高齢者などに係る負担が大きくなっている状況であります。

山形県住生活基本計画においては、雪に強い住宅である克雪住宅の建設・リフォーム促進を基本とした雪対策の取組の必要性が盛り込まれております。本市においても、雪対策総合計画を策定し、雪に強く住みよいまちづくりの推進に努めているところであります。住宅の屋根の雪下ろしや敷地内の除排雪作業は、多くの労力と時間を伴い、事故にもつながる可能性があることから、より安全な住宅への改修や安全な雪処理方法について支援していくことが必要であると捉えております。

御質問の克雪化住宅に向けた支援についてですが、本市では、米沢市住宅リフォーム支援事業により実施しております。当該事業は、県が定めた要件工事を含むリフォーム工事の10%、上限15万円までを補助し、移住世帯や新婚世帯、子育て世帯の条件に該当する世帯につきましては20%、上限30万円まで補助するものであります。負担割合は、県と市で2分の1ずつとなっております。

要件工事のうち、克雪化に関する主な内容を説明いたしますと、屋根の勾配を大きくし、自然落雪型の屋根にする工事や、屋根に融雪設備を設置し融雪型の屋根にする工事、また屋根に雪割板を設置する工事などがリフォーム補助金の対象となっております。このほか、雪下ろし作業用命綱を固定するための金具の取付工事や、雪止め設置または取り替える工事についても補助対象となり、克雪化住宅の支援につながっているものと考えております。

令和6年度の当該事業の実績につきましては、交付決定件数が187件、予算額2,406万円に対し、交付決定額が2,374万9,000円で、執行率は98.7%になってございます。このうち、克雪化に関する件数は38件で、交付決定額が344万3,000円となっております。

主に住宅の断熱化やバリアフリー化を目的とする工事が多く見られますが、克雪化工事による補

助金申請についても、毎年40件程度の申請があり、一定の成果が上がっているものと考えております。

今後につきましても、市民が安心して暮らせる住環境整備を促進するため、住宅リフォーム支援事業について、市民ニーズを的確に捉えながら、制度充実に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番(工藤正雄議員) ありがとうございます。

今、答弁とは少し離れますが、2月25日に防災危機管理課でこの雪によつての実害というか、建物の倒壊なども調べられております。人的被害もあります。そんな中で大雪のために建物が倒壊、半壊したということも載っております。こんな中でリフォーム資金といいますか、補助金を使って利用できたのではないかと、今回起こった実害も防げたものはなかったのかと思いますが、その辺、建設部長はどう思いますか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 まずもって、被害及びけがをされた方にお見舞いを申し上げるところであります。

このような状況を捉えまして、やはり既存住宅の克雪化の必要性であつたり、リフォーム事業もそうですが、その必要性について改めて考えさせられたところでございます。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番(工藤正雄議員) 命綱のアンカー設置、それもこの補助で賄えるということでもあります。実際に人的被害が23件あって、その中の転落事故が、屋根からの転落、あとははしごが倒れたとかの転落だと思ひます。それが16件あるということで、これは補助の支援を使えば十分に防止できたのではないかと思います。それはやはり補助事業を使わないで、事故を起こした方に、周知というか分からないで事故に遭つたのではないかと思



いますので、その辺やはり当局としてもしっかりと命綱、あとタラップの固定などができるような補助もありますという周知をすべきだと思いますが、どうでしょう。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 制度があっても使われなければうまくないわけでありまして、やはり工藤議員がおっしゃるように周知の必要性というものも改めて感じたところでありますので、しっかりこのような部分に使えますというところを分かりやすく今後とも周知に努めてまいりたいと思っております。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番(工藤正雄議員) 建物の被害であります。住宅になると思いますが、それより非住家被害という、これは多分小屋とか、そういう人が入っていない、住んでいない建物だと思います。それも全壊が3件、あと半壊が2件と載っております。この辺は人が入っていない、人が使っていない、住宅でない建物に対して使える補助はあるのでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 現在のリフォーム補助につきましては、非住宅というものについての補助制度はございません。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番(工藤正雄議員) 使えないような事業、いろいろ考えられることがあると思います。屋根が弱くて、雪がたまったときに屋根が折れないように屋根の裏で補強するとか、そしてあと壁が弱いときは柱を立てるとか、いろいろな克雪補強する工事があると思いますが、これはやはりリフォームのメニューに沿って組み合わせないと補助が受けられないということですかね。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 リフォーム補助金につきましては、県の要件工事を含まないと補助対象にはありませんが、要件工事を含むことでその他の工事

も含めて全体を補助対象にできるという幅広い補助制度になっているという状況でございます。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番(工藤正雄議員) 要望としてですが、何もその要件を含まなくても、克雪対策として住宅を強化するということを考えられて、本市独自の米沢スタイルというか、そんな感じでやってもらいたいと思います。今年の大雪でいろいろ考えられないようなことが大雪のために出てきたと思います。それに対応できるように、豪雪地域であります米沢の雪対策、これをやっていくべきだと思っております。

そして、屋根から雪を下ろしたときに、雪のやり場がなくなると。そのときに、下ろした雪を少しでも消せるように消雪コンクリート、庭の空いている部分を消雪コンクリートにするとか、そんなことは載っていないと思いますから、そんなこともできるような、米沢独自で豪雪に対して支援してやるということも大切だと思います。

また、先進地、上越市では国交省の支援を使いまして、克雪すまいづくり支援事業ということをやっております。事業の評価ということで、広報やパンフレットの配布等を通じ事業の周知を行い、令和6年度は13件の克雪住宅の屋根及び56件の命綱固定アンカー等の設置を支援することで、雪下ろしの負担軽減や雪下ろしに伴う転落の危険性の低減を図り、冬期間の安全・安心な生活の確保に寄与することができたという、そしてあと令和7年度も事業を継続していく予定であるということがあります。国交省の社会資本整備総合交付金等の支援を使って、米沢市もいろいろな豪雪に対しての克雪住宅という方法を取り入れられないか、どんなふうにお考えかお聞きします。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 御紹介のありました制度につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用したものかと思っております。この事業については少し制度が複雑でありまして、基幹事業という

ものと効果促進事業とがセットで補助対象になるという制度でございまして、克雪住宅の支援となりますと、基幹事業に当てはまりませんので、効果促進事業のほうでやるということになります。

具体的に例示を挙げて説明させていただければ、例えば基幹事業として住宅耐震改修事業がありまして、その基幹事業の効果を高めるために効果促進事業があるわけでありますが、それをやるには例えば防災ベッドなどをそこでやるというところでその事業がしっかり機能するという補助制度になっておりますので、具体的に克雪住宅のみでは補助対象にならないという制度になってございます。ただ先進自治体で様々検討されておるようでございますので、やはり先進地の取組事例なども研究しながら、改修支援、財源の確保も含めて制度の研究をしてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番（工藤正雄議員） また、上越市の実績ですが、克雪住宅では13件が使われております。その中で落雪式が12件と、そしてあと融雪式が1件ということで、当初の予算としては770万円、その後、実績の執行額が376万2,000円となっております。また、そのほかの命綱固定アンカー、転落防止柵、固定式はしごということで、こちらでは予算として70件を予定して700万円の予算で、そして実績が56件の514万1,000円となっております。

やはりこういう制度があれば、本市も同じように利用される方がおられるのではないかと考えております。リフォーム支援事業でも結構利用率が令和6年度はよかったと考えております。それもいろいろと要件を満たさないとそれが利用できないということですが、やはりその辺は米沢市独自という判断で、なかなか難しい面もあると思いますが、やってほしいと。これはぜひ国交省の克雪対策の整備事業を使っていただいて、

豪雪米沢の対応に、市民の方が安心して住まいに使えるような支援をしてほしいと思います。その辺、お考えをお聞きます。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 国交省の補助事業につきましては、先ほど申し上げたとおり少し課題もあるようでございますので、先進地を研究してまいりたいと思っております。

独自のメニューということもございますが、やはり既存の補助事業を最大限活用していくということも重要かと思っております。リフォーム補助金につきましても、工藤議員が今おっしゃっているものは全て補助対象になってございますし、さらには昭和56年5月以前の木造住宅ですと、住宅耐震改修補助金というものもございますので、リフォーム補助とそれもセットで活用できるという方法もございますので、そちらにあります補助金を経費の8割、上限80万円までの補助ということになっておりますので、そういった活用の仕方についてもしっかりとPRしながら、克雪住宅になるように努めてまいりたいと思っております。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○24番（工藤正雄議員） 最後になりますが、やはり国、県の支援補助金を利用して事業をするには、いろいろ条件がついて大変だと思います。その辺をいろいろ考えていただいて、大項目に上げておりますが、本市独自の豪雪対策ということを上げておりますので、難しい面もクリアされて、ぜひ米沢市のため、米沢は本当に豪雪地域でありますので、克雪対策がぜひとも必要であるということ強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○相田克平議長 以上で24番工藤正雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時44分 休 憩

~~~~~  
午後 2時44分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に進みます。

一つ、米沢市シティプロモーション戦略（案）
について、14番木村芳浩議員。

〔14番木村芳浩議員登壇〕（拍手）

○14番（木村芳浩議員） 至誠会の木村芳浩でございます。

まず初めに、この3月で退職なされる吉田建設部長、それから安部上下水道部長、森谷教育管理部長、栗林議会事務局長をはじめ、当局内で長年市政に携わってこられた役職定年を迎えられる皆様に、心から御礼と感謝を申し上げますとともに、今後とも本市発展のために引き続き御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

私からの質問は、米沢市シティプロモーション戦略（案）について、先月の総務文教常任委員会協議会、それから市政協議会の場においても、各議員から質問がありました。改めて、本市が目指すシティプロモーションの中身についてお聞きいたします。

シティプロモーションは、全ての分野に影響があり、理想を形にするためには、情報発信だけでは何の意味もありません。地方創生あるいは地域創生を進める上で、関係人口を増やしていくことは重要な課題であります。

効果的な施策は何なのか。物産、観光、ふるさと納税など、地域活性化に役立つ情報やデータの活用は、どの自治体でも今では当たり前になってきております。人の流れと消費を地元を集めるには、デジタルマーケティングは必須の施策ですが、このたびの戦略の中身にもデジタルマーケティングの推進が施策として掲げられておりますが、この施策は他の自治体の取組から見ると、

非常に遅れていると感じているところでもあります。

これまでの情報発信策は市のホームページと、SNSを中心に広告宣伝を行ってきたが、いま一つ効果も見られない状況にも感じます。このたびのシティプロモーション（案）は、これまでの情報発信とは違った進め方になるのか、さらにパワーアップするイメージなのか、具体的にSEOを活用して米沢の情報を発信するだけなのか、その上で本市が選ばれるまちになるために、具体的に本市の魅力とは何があるのでしょうか。

上杉文化、温泉、米沢牛、自然環境など、これまでも当たり前魅力として顕在しており、メインターゲットの若者が求めている魅力の創出を形にすることはできるのでしょうか。若者が感じる魅力とは何なのか、把握しておられるのでしょうか。まず大切なことは、目的をつくることではないのでしょうか。米沢に来る目的、仕事、プライベート、旅行、帰省、移住など、来る目的に対して魅力を与える、感じてもらうことが意識の醸成につながり、大切なことだと考えますが、本市の具体的な魅力の施策をお聞かせください。

市長は、さきの市長選において市民お一人お一人の声を大切に伺ってきたと、当時のリーフレットにも書かれておりましたが、市長が感じてこられた米沢の魅力を生かし切れていないと思うのはどんな魅力なのでしょうか。その魅力は既に形になっているものなのか、これから磨きをかけてつくり上げる魅力なのか、御所見をお伺いし、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 木村芳浩議員の御質問にお答えいたします。

私からは、大項目の米沢市シティプロモーション戦略（案）についての、本市の魅力は何だと思いか、また、その魅力の生かし方とこれから目指すもの、市長就任後の情報発信強化に対する考え

等についてお答えいたします。

初めに、本市の魅力についてであります。議員が御案内のとおり、上杉、伊達の城下町としての旧所・名跡や貴重な歴史資料の数々、米沢牛をはじめ地酒や郷土料理といった食文化、豊かな自然環境など魅力にあふれております。

また、本市は市制施行135年と、行政市として我が国で最も長い歴史を誇り、明治以降も建築家の伊東忠太博士、日本銀行総裁、大蔵大臣を歴任された池田成彬公、法学者の我妻榮先生、プロ野球の皆川睦雄選手など、近現代の日本を支えてきた多くの人材を輩出してきたことも、私ども米沢の魅力と言えます。

また、現在も多くの産業人材を輩出している山形大学工学部など3つの大学があり、伝統の米沢織物から先端技術まで擁する東北有数の産業都市でありながら、同時に豊かな田園風景と美しい山々が共存していることも本市の強みと考えます。上杉鷹山公による改革の城下町、三大和牛の米沢牛など、本市の知名度は全国的にも非常に高いと考えております。

今後、さらにこうした地域資源を磨き上げながら、大都市にはない幸福度が高いまち、人を育み生かす米沢としてまちづくりに取り組み、様々な媒体を通じて発信をすることで、海外も含めた全国多くの方々にも本市の魅力をさらに伝えてまいるところであります。

市長就任後、情報発信については特に気を配り、定例会見を従来の1回から2回に増やすとともに、YouTubeでの配信を行うことで、私の市政運営に対する考え方や具体的な事業展開など、市政に関する情報を自身の言葉で広く市民の方々及び全国に発信させていただいております。

広報紙やホームページ、各種SNSを活用し、複数のツールを活用することで、より多くの方に情報が伝わるよう今後も力を注いでまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、議員の御質問のうち、市長が答弁した以外の部分についてお答えいたします。

初めに、(1)の本市の魅力は何だと思ふかのうち、米沢市シティプロモーション戦略(案)のデジタルマーケティングの取組内容について申し上げます。

一般的にシティプロモーションとは、自治体の内外に地域の魅力を発信し、イメージを高め、人・もの・お金を呼び込み、地域経済の活性化につながる活動のことを指します。本市のシティプロモーションでは、先ほど市長が申し上げたような様々な魅力を市内外に発信し、本市そのもののへの愛着と共感を深めてもらうことで、選ばれるまちを目指すものであります。

その手法として、デジタルマーケティングの推進を考えているところであります。既にスマートフォンやSNSの活用が一般的となり、デジタルを使った情報発信が主力となりつつあります。本市においても、公式ホームページやSNSでの情報発信を行っておりますが、まだまだ伝えたい人に伝わる内容にはなっていないと感じております。こうしたことから、デジタルマーケティングの手法を取り入れ、デジタルツールを最大限に活用することで発信力の強化に取り組むものであります。

具体的には、公式ホームページやソーシャルメディア等へのアクセスに関する分析ツールを導入し、どのサイトからどのようなキーワードで検索されてアクセスされたのかのほか、アクセス数やアクセス後のページの閲覧状況など、様々なデータを分析し、より検索されやすいページづくりに取り組みます。

また、全庁的な研修を行い、デジタルツールの活用方法のほか、興味を持たれる効果的なページづくりのノウハウを共有することで、市全体の情報発信力を強化してまいります。

次に、（２）の若年層が求める米沢の姿を創造できているかについてお答えいたします。

若年層が楽しい遊び場や自分のやりたい仕事を求めて、首都圏に流出している状況はあると考えており、今後整備する新しい産業団地においては、若者の定着につながる企業の誘致を推進していくこととしております。また、現在策定を進めている新しい総合計画におきましても、若者が本市に定住するための施策を十分検討してまいります。

そうした取組と併せて、シティプロモーション戦略の推進により、メインターゲットとして設定している20代、30代の若年層に本市の魅力を発信し、本市への愛着と共感を深めてもらうことも重要であります。本市の魅力につきましては、先ほど市長が申し上げたとおりですが、これらは若年層にとっても十分魅力的なものであると考えております。

若年層に伝わる効果的な情報発信を行うことにより、本市に住む若者においては、地域の魅力を再認識し、地域への愛着心をさらに高め、本市への定住を促進する効果が期待できます。市外の若者においては、本市の魅力に興味を持ってもらい、本市への観光やふるさと納税など、交流人口・関係人口の増加、さらには移住促進などの効果が期待できると考えております。

今後とも、選ばれるまちを目指して、効果的なシティプロモーションを推進してまいります。

次に、事前の質問通告にありました（３）の首都圏に本市独自のアンテナショップを設置してはどうかについてお答えいたします。

本市では、首都圏における本市の農産物、加工品販売とPR活動の拠点として、平成21年度から平成23年度にかけて試験的にアンテナショップの短期出店を行っております。このショップでは、単なる出店にとどまらず、地域イベントにも参加するとともに、地域飲食店と連携し、本市の食材を使用したコース料理の提供にも取り組みまし

た。

また、平成24年度から平成28年度にかけては、本市を含めた全国の7市町が参加する常設アンテナショップに出店し、本市の農産物のほか、地酒の販売を行っております。

これらの取組においては、本市の農産物の売上げや本市の認知度向上に効果が認められたものの、出店経費が負担となったほか、常設出店では季節商品による一時的な売上増はあるものの、年を重ねるごとに売上げが低迷していき、さらには季節商品の安定供給が困難となるなどの課題があり、撤退を余儀なくされたところであります。

これらの経験から、首都圏におけるアンテナショップの常設設置は難しいものと考えておりますが、首都圏における本市の魅力発信は重要でありますので、費用対効果を検証しながら、短期出店やイベントへの参画など、様々な可能性を検討していきたいと考えております。

私からは以上であります。

○相田克平議長 木村芳浩議員。

○14番（木村芳浩議員） まずは、御答弁ありがとうございました。

今回、シティプロモーションの具体的な政策が示された、いわゆるまだ（案）ではございますけれども、実際の聞き取りのときも申し上げたように、このシティプロモーションの取組というのは、もう国内においては早いところで2014年頃から始まっていますし、もっと古いともう1980年代後半からシティプロモーションというのはつくり上げられてきたと。本市においてようやくこの時代を迎えて、今さらシティプロモーションかという考えも実はあるわけですね。

今日午前中にも質問がありましたけれども、観光に特化した、あるいはふるさと納税に特化した事例も含めて、今多額の予算をかけてそちらからも本市のPRは行っていると。にもかかわらず、ここでまたプロモーションかというところであります。本年に関しましては644万5,000円の予算

がついて、もうほぼこの中身については外部委託になるかと思いますが、今企画調整部長からお話があったとおり、庁舎内で様々な課が連携を取って、こうした知識を習得する研修会も行っていくというお話もありましたけれども、今回のシティプロモーションは20代から30代をターゲットにされていて、実質このまちで20代から30代というのは、今の現状、令和7年1月末現在の統計でいきますと年間で1万3,000人くらいです。

そのうち山形大学、栄養大学、短期大学、800人から900名の卒業生が毎年いなくなっておりますから、実質その卒業生で本市に就職する割合というのは1%から1.5%、あとは大学院への進学であるとか、八幡原の研究所への就職という中身になっているそうでありますが、私は、だから20代、30代の若い人たちがこの米沢に何の魅力を持って、その魅力とは何なのだと。演壇からも私が申し上げたとおり、幅広い年代層においては、上杉文化だとか、上杉まつり、四季のまつり、米沢牛だ、温泉だ、自然環境だと、いいものはたくさんあるのですが、今の若い人たちにその魅力が、いや、いいものは伝わっているのです。食もおいしいし、伝わっているけれども、この米沢を選択するところにおいてはパンチ力が非常に足りないと思う。

これまで先進地の全国の自治体に取り組んできたというのは、新たなものなのです。例えば映画のロケ地をつくろうとか、天元台を活用して夏の登山にマウンテンランを入れて大会を開くとか、そういう地域の活用なのです。そういったものをイベントも含めた中で新たに本市として作り上げていかないと、若い人たちには響かないのです。世界でeスポーツ大会をやるかと。せんだつても東町でやられたみたいですが、これも私が一般質問を以前にしたときに、今は天童市だ、酒田市だ、eスポーツが盛り上がってきていますよ。遅れているのです、全部遅れている。やっている施策が遅い。ほかが成功したのを見てから少

し予算をつけて勉強会をやって、もうその頃には二歩も三歩も遅れるから、魅力なんて米沢では取れないです。どこもやらないことをつくっていかないといけない。人なのか、ものなのか。

全国のほとんどが公園なのでしょう、パークと言われる。例えば去年おとしの東京オリンピック、その前もそうでしたけれども、スケートボードがあれだけ世界を動かした。ダンスがこれだけ動かした。スノーボードであれだけ活躍する東京オリンピックもありました。そういう材料が米沢はそろっているのです。そういう材料がそろっているけれども、スポーツ施設にもお金がかけられない。だから、一般質問でもありましたけれども、若い子たちが中学校を卒業すると、強豪でそういう施設がある県内外へ出ていってしまう。それがきっかけで米沢に戻らなくなってしまう。そういったことを考えれば、人をつくること、そして場所をつくることというのは私は大切なのだろーと思いますけれども、そういう意味合いからいって、新しい形というものを考えておられるか、ぜひお聞かせください。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 議員がお述べのとおり、新しいものをつくっていくというのも大事だと思いますし、米沢は、先ほど市長が答弁いたしましたとおり様々な魅力がありますから、それらをいろいろ組み合わせながら、若者にも十分魅力的になるような形でそれらを変えていくということも十分必要ではないかと思っております。そういった点につきましては、今現在新しいまちづくり総合計画をつくろうとしておりますので、そういった中で大学生や高校生などの意見も聞きながら策定に取り組んでいるわけでありますから、そういったところを踏まえて新たなものをつくっていかばいいのかと考えております。

○相田克平議長 木村芳浩議員。

○14番（木村芳浩議員） 大変失礼な言い方になったらあれですが、そこに魅力はないです。分か

っていらっしやらない。だって、今私が申し上げたことは何十年続けてきましたか。米沢にとって何十年。だから、40代、50代以降の方々であれば、そういう魅力というのは今タイムリーにつながるかもしれないけれども、二、三十代の子たちはもうデジタルなのです。我々アナログの時代の人間ではないのです。だから、例えばこの間も東京から大学生が来て、雪灯籠まつりには参加できなかったけれども、雪灯籠をつくりに来た大学生たちがいて、僕も交流があったので聞いてみれば、体験はしてみたいのです。でも、一度体験すれば十分になってしまいます。我々がつくっていかなければならないのは、二、三十代のヘビーユーザーなのです。企画調整部長も市長もおっしゃるように、また来たいと、ここに移住してみたいという、その形というものは何なのだということなのです。

例えばグリーンツーリズム、農村の家で農業経験をやるであるとか、アクティブツーリズムと言われる、いわゆる産学官の中で自然に親しんでそのよさを知ってもらうとか、私はそういうことだと思うのです。つくっていかなければならないブランド、米沢ブランド戦略をやっていますけれども、でもどうでしょう。始まってから、全国の方がそこを認識している。ブランドは博報堂によく協力をいただいてやってきましたけれども、地元の人ですら知らないのです。少し広報で見たな、何かあったなぐらいのていで。やはりシティブロモーションというのは、まず米沢市民の皆さんが米沢のブランドとそういう若者向けに何ができるかということの認識づけから必要だと思うのです。これは政策に入っていますけれども、インナープロモーションもあって、アウタープロモーションにつないでいくと。

でも、地元の人が県内外に発信しないものを、行政だけでやれますか、媒体だけでやれますか。いや1年目ぐらいは閲覧してもらえるかもしれない。だから、私はもう何十年前に米沢市のホー

ムページがリニューアルされた平成24年だったか、その頃になぜ市のホームページに入場者のカウント数をつけないのだと。当時の部長たちは一切つけませんでしたけれどもね、あの当時。ようやくこれをつけるようになるのですよね。今後、どうなのですか。市のホームページに入場者数のカウントはつけられますか。今後もつけませんか。だって、これも一つの指標ではないですか。今日1日何人、米沢市のホームページを訪れてくれたか。これで普通に誰が見てもカウントを取れるわけです。もう十何年前です、こんなことを言ったのは。そういうのは部長、どうでしょうね。ごめんなさい、これは通告していなかったものであれですけれども、そういうものも付け加えることによって、米沢の情報がどれぐらい内外に発信できているのか。アクセス数のカウントというのはどう思いますか。いかがですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 内部的にはアクセス数の把握、あるいはアクセスされた後にどういったページに飛んでいるのかとか、そういった分析はする予定としておりますけれども、それを公表するかどうかについては少し検討の余地があるかと思っております。

○相田克平議長 木村芳浩議員。

○14番（木村芳浩議員） ぜひこれは検討していただいていいと思います。そうすれば、皆さんの中でも危機感が生まれるのです。何でこんなに米沢市のホームページは見てもらえるのだろう、見てもらえないのだろう。判断材料になると思うのです。その判断材料をもって、こういうプロモーションにひとつ積み上げていただければと思います。

それから、米沢に行ってみたい、つながってみたい、もっと知りたいというのは、今申し上げたように人、もの、お金、そして場所、環境、こうしたものがやはり若い人にとっては大変重要なキーワードになっていく。ですから、例えば米沢

牛のキャンペーンをするときに、大学生主体で何かをやっていたいたり、そして大学生の今ネットワークってすごいんですね。海外まであって、モバイルも含めて、だから海外からも同じ学生たちを米沢に呼び込むことができるツールがもう既にあるそうです。

東京とか関東圏の大学生たちは、そういったもので逆に日本から海外に行って、向こうで初めて会う友達になった人たちと関係人口、いわゆるワールド関係というのですかね、海外に。もう国内ではなくて世界に若い人たちは飛び出していく時代ですから、そういったことも一つアイデアとして組み込まれたほうがいいかと。これは提案とさせていただきます。

それから、先ほど2回目の質問でやろうかと思ったアンテナショップの件でございます。去年、都内のブランド総合研究所、いわゆるMT東京と言われる東京に集約しているアンテナショップ、今都道府県、全国の市町村合わせて62店舗現在あるそうです。恐らく企画調整部長からの答弁であったのは、昔戸越銀座に行かれていた頃のことだと思います。あの頃とはもう状況が変わっていますよ、本当に。今は御存じのように有楽町の東京交通会館、いわゆるふるさと回帰センターがあるところですね。我々が移住・定住を促すために情報を発信していただいている場所のいわゆる地下1階から2階まで、アンテナショップはそこだけでも14店舗です。

昔は、メインは銀座に多かった。今も山形県のアンテナショップは銀座にありますけれども、今は様々なところにあります。山形県でも、河北町と飯豊町が昨年、一昨年前に東京にアンテナショップを出した。私も先日お邪魔してきたのですが、今この10月の米騒動で飯豊のお米がとんでもないぐらい売れていると。東京市場単価がキログラム1,000円で売られている。飯豊産のアンテナショップでキログラム700円なので、もう入荷待ちの方がずらっと並んでいる、予約が入っている。

その中に飯豊町の米作りだ、牛だったり、産業だったりというものを小さなブースの中で発信している。

これは、だから媒体で情報を出すというのは新しい時代の戦略なのだけれども、もう首都圏に小さくてもいいからアンテナショップをつくって、誰が来ても対応できるということで、やはりそこが一つの関係人口をつくるきっかけづくりになるのです。費用対効果がどうだとよくおっしゃるのだけれども、先行投資なのです。何でもそうではないですか。この644万5,000円も先行投資でしょう。これで若者が、20代、30代の子が、40代が来るか分からない。これも予算としては先行投資だ。だったら、東京にアンテナショップを出したほうがもっといいかもしれない。物は売れる、確実に売れる。米沢の情報はつながる、関係人口ができる。米沢に来てみませんか、こういうところありますよと。そこで働いてもらえるスタッフもまた米沢から離れた人たちが集まってくれたら、なお最高ではないですか。そういう考えの下で、ぜひ私はアンテナショップを東京に出してほしいと思うのですが、企画調整部長いかがですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 先行投資としての費用というのももちろん考えられることではありますけれども、それにしてもほかの自治体がどういった形で今運営されているのか、あるいはどういった課題があるのか、そういったところをやはりしっかりと調査研究しながらやっていく必要があると思いますので、その部分について今後進めていきたいと思っております。

○相田克平議長 木村芳浩議員。

○14番（木村芳浩議員） ぜひリアルタイムに行ってください。デジタルの時代です。今はアナログではないのです。先行事例の自治体を見ている暇などないのです。だって、実質もう出ているわけですから、どんどんどんどん今これから地方の1,800近い市町村が東京に進出して、独自のアン

テナショップを持って、そしてそこで発信していく。市のホームページにも、東京首都圏にはこういうアンテナショップがありますから、まずそこに足を運んでください。そこでヘビーユーザーをつかむのです。地方に来たら何をしたいですか、山形の米沢に来たら何がしたいですか。足を運んでくれるのです。だって、マーケットの市場が違うのです、人口の市場が違うのです。もちろんネット上の人口も違うのだろうけれども、人と会話ができる場所というのは必ず必要になってくるのです。

だから、私はそういった意味で今ブランド総合研究所がこれからどんどん増えていくという結果を出している中で、そこにやはり遅れてはならない。もう本当に米沢はマンパワーが足りないのです。20代、30代の人たちが足りない。今そんなのんきなことを言って、パッケージを組み合わせでなんて、本当に誰も乗っからないです。若い子の話にもっと耳を傾けて、実際にドン・キホーテをつくってほしいとか、今できましたけれども、ラウンドワンをつくってほしいとか、何十年前から話があつてようやく出来上がってきているのです。スタバもあるけれども、でもそんなことではない。もっと高いレベルで物事を考えてほしいと思うのです。

ですから、今後のシティプロモーション、今回これは戦略（案）ですけれども、これはまだまだ改良の余地があると思います。この（案）が取れたときに、もう少し中身が濃いもの、人なのか、ものなのか、場所なのか、環境なのか、そこが一切これに記載されていませんで、その辺も含めてこの案を捉えるときに、ひとつ組み込んでいただきたい。市長、最後にお聞きしますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 木村議員、ありがとうございます。今、様々御提案いただきました。一つ一つ受け止めながら、次の成案に向けてよりよいものをつく

ってまいりたいと思っています。

1点、アンテナショップについてですけれども、先日、これは一つのイベントですけれども、八重洲のミッドタウンで行われた「おにぎりサミット」というのに出てまいりました。大変多くの方が来場されて、また多くのメディアが来られていました。各自治体力を合わせてというイベントでしたけれども、そういったものも非常に意味があると思いますし、また、一人一人が発信していただけるようなSNS戦略というのでしょうか。行政発信だけではなくて、それぞれの個人が発信してもらえるような仕組みづくりということも大事でしょうし、総動員で頑張りたいと、このように思います。

○相田克平議長 以上で14番木村芳浩議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時15分 休 憩

~~~~~

午後 3時25分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、小中学校屋内運動場への空調設備設置の促進について、23番齋藤千恵子議員。

〔23番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○23番（齋藤千恵子議員） 皆様、こんにちは。一新会の齋藤千恵子でございます。

今年の冬は災害級とも言える大雪で、皆様大変御苦労なされたことと存じます。中でも被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げるところでございます。

今日は、大雪でお疲れの中、また何かとお忙しい中、傍聴にお越しいただきました皆様、本当にありがとうございます。また、ユーチューブで御覧くださいっている皆様もありがとうございます。

感謝を申し上げます。

さて、今回の質問は、未来を担う大事な子供たちの命を、そして市民の皆様の命を守るために、小中学校の屋内運動場の空調設備の設置について質問させていただきます。

「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が来た」と国連アントニオ・グテーレス事務総長が警鐘を鳴らしました。気象庁のウェブサイトの世界の月ごとの異常気象によれば、世界高温発生地域に日本は丸々入っていますし、各月の世界の異常気象の分布図を見ますと、2024年の夏の期間、日本は真っ赤です。

最近では夏の期間が長く、9月に入っても猛暑日を記録するなど、全国的に見ても熱中症患者は増加しています。こうした地球沸騰化の影響は、1つに熱中症の増加、2つ目に自然災害の増大に大きな影響をもたらしています。世界の平均気温が数度上がると、世界の環境は一変します。1回の災害の被害が拡大し、災害の回数も増えているのです。

こうした地球規模での環境の変化により、命の危険がある熱中症が増加し、自然災害も拡大していく中、指定避難所となっている小中学校屋内運動場を平時に利用する児童生徒の熱中症対策として、断熱性能の確保と空調設備の設置は本市にとっても急務であると考え、今回質問させていただきます。

小項目1、本市における小中学校屋内運動場の現状についてお尋ねいたします。

まず初めに、本市の小中学校屋内運動場における熱中症対策をお知らせください。また、全国的には空調が設置されていない屋内運動場の大半は、断熱性能も確保されていないようです。そのため、夏場は蒸し風呂のような暑さになり、体育や部活動での使用を控える学校も多く、教育活動にも支障が生じているとの報道もありましたが、本市ではどのような状況でしょうか、お知らせください。

さらに、熱中症対策の一つ、昨年、全小中学校屋内運動場に設置したスポットクーラーについてお伺いいたします。このスポットクーラーはあくまでスポット的な効果、つまりその前にいる人が涼める程度と認識しています。なぜなら、冷房能力は、例えば業務用で2.5キロワット、ちなみに通常のエアコンであれば2.5キロワットは8畳が目安です。広い体育館でいつまでもこのスポットクーラー設置のみの教育環境で、子供たちの健康を、そして命を守ることはできるとお考えでしょうか。米沢市小中学校熱中症対策ガイドラインにのっとった今後の計画も含めてお伺いさせていただきます。

小項目2つ目、避難生活における良好な生活環境の確保に向けてお伺いいたします。

酷暑や極寒、こうした時期に災害が起こり避難所として使用することを考えると、避難者の健康確保は難しくなると考えられます。事実、昨年1月の能登半島地震の際は、空調設備が整っている教室を被災者の生活拠点とした学校が数多くあったそうです。

本市においても、小中学校は指定避難所、そして指定緊急避難場所となっています。酷暑の夏に大規模災害が発生し避難所となった場合、高温の環境では熱中症の危険性が高まり、二次災害を引き起こす原因となり得るのです。そのため、本市は民間の会社と災害時におけるレンタル機材の提供に関する災害協定を締結し、避難所の環境を整えるとしていますが、その内容についてお知らせください。

小項目3つ目、子供たちの命を守るため、避難者の命を守るために小中学校屋内運動場への空調設備の設置は必須ではないかについてお尋ねいたします。

まず、優先すべきは、言うまでもなく子供たちの命、市民の皆様の命です。平常時も非常時も使用する小中学校屋内運動場への空調設備の設置は必須です。近年、猛暑日が増える中で、空調設

備の設置は単なる快適性の向上ではなく、命を守るための設備として、その重要性はますます高まっています。全ての市民の方々にとって、安全で安心なまちづくりにつながるものと思いますが、どのようにお考えでいらっしゃいますか。

地方自治体の多くは、財政的な理由により、社会的ニーズへの施設整備が追いついていないのが現状であるかと思います。幸い、国の交付金制度は大変拡充しています。緊急防災・減災事業債、空調設備整備臨時特例交付金、社会体育施設を含めた学校施設環境改善交付金など、自治体の実質的な返済負担が大きく軽減されています。

世界で最も災害の多い国日本だからこそ、なおさら避難所の整備が急務です。災害は、場所と時を選びません。言うまでもなく、教育は国の礎、国家百年の計であり、将来の日本をつくる子供たちが安心して学べる学校教育環境は当然確保されるべきものです。子供たちの命を守るため、市民の皆様の命を守るため、ぜひこれらの交付金活用等も含め再考いただきますように強くお願い申し上げ、演壇からの質問とさせていただきます。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私からは、大項目、小中学校屋内運動場への空調設備設置の促進についてのうち、（１）本市における小中学校屋内運動場の現状についてと（３）子供たちの命を守るため、避難者の命を守るために小中学校屋内運動場への空調設備の設置は必須ではないかの質問にお答えいたします。

初めに、（１）本市における小中学校屋内運動場の現状についてですが、現在、本市の小中学校屋内運動場は、全ての施設で断熱性が十分にあると言える状況にはなく、室内の温度は外気温の影響を大きく受ける状況となっています。特に近年では地球温暖化の影響により、夏には記録的な高温となり、熱中症のリスクが高まっていることは深刻な問題であり、また、冬には寒冷的環境とな

ることから、教育環境として児童生徒が快適に過ごせる施設環境を提供していただくためには、大きな課題となっているところです。

次に、米沢市小中学校熱中症対応ガイドラインに沿った小中学校における屋内運動場の熱中症対策の現状についてですが、米沢市小中学校熱中症対策ガイドラインでは、暑さ指数の数値による運動の制限について示しています。暑さ指数が28を超えると「厳重警戒」となり、激しい運動や体温が上昇しやすい運動を控えた上で体育や部活動などの運動を行うこと、また、数値が31を超えると「危険」となり、全ての運動を中止するという対応が求められています。各小中学校では、体育の授業や部活動の前に暑さ指数を測定し、その数値を基に体育の授業や部活動実施の判断を行っております。

次に、熱中症対策として、今年度取り入れた機器の実際の活用状況はどうなっているかについてですが、今年度はスポットクーラー、高性能ＩｏＴセンサー「ソラテナPro」、熱中症リスク判定システム「カオカラ」を導入し、熱中症対策を進めてまいりました。

スポットクーラーは、市内全ての小中学校の体育館に設置し、運動時に上昇した体温を下げるクーリング効果が得られました。児童生徒が安全に運動するための一助となっております。

ソラテナProは、測定器をグラウンドに設置し、気温や暑さ指数をはじめとする7つの気象観測要素を随時パソコンやスマートフォンから確認することができるシステムで、今年度は市内4つの中学校に試験導入として設置し、全ての中学校や近隣の小学校においても、設置した中学校の気象観測データを確認しながら、より丁寧かつ迅速に熱中症対策を講じることにつながりました。

カオカラは、市内全ての中学校に試験導入したシステムで、タブレットで顔画像を撮影すると、顔の表情などの情報から熱中症リスクを4段階で判定するもので、客観的に熱中症のリスクに気

づくことができるものです。結果を受けて、生徒が自分の体調を自覚し、休憩や水分補給を行うきっかけとなり、熱中症への対策につながりました。このような取組により、児童生徒の健康を守るための環境が整備されています。

次に、暑さ指数の数値により教育活動に支障があったかについてですが、先ほど申し上げたとおり、暑さ指数の測定値によっては、激しい運動を控えたり、運動の実施自体を中止したりするなどの対応を行いますので、予定していた体育の授業や部活動が中止になることもありました。急な変更とならないよう、ソラテナProのデータや環境省の暑さ指数を基にあらかじめ暑くなることが予想できる場合には、各学校では日程を変更したり、暑い時間帯を避けて実施したりするなど、柔軟な対応により、児童生徒の安全・安心を確保した上で運動機会を保障してまいりました。

次に、（３）子供たちの命を守るため、避難者の命を守るために小中学校屋内運動場への空調設備の設置は必須ではないかの御質問にお答えいたします。

昨年、小中学校における熱中症対策として、県補助金を活用した中学校施設への配置だけではなく、本市独自の施策として小学校の屋内運動場にもスポットクーラーを配置したところですが、このことは、熱中症予防のためのクールダウン等に有効な対策の一つではあるものの、根本的な課題解決には十分な能力を持つ空調設備の整備が必要と考えております。

国においては、令和６年度補正予算において、避難所となる全国の学校体育館等への空調設備整備の加速化に向け、空調設備整備臨時特例交付金を創設し、設置促進を図ろうとしており、2035年時点での全国の設置率を95%にすることを目指しているとのこととあります。

しかしながら、小中学校の屋内運動場に空調設備を設置する場合には、断熱性向上のための改修工事も併せて実施する必要があり、市内全ての小

中学校に整備するためには多額の費用を要します。先頃議会にお示しした今後の財政見通しの中には、この費用負担は見込んでおらず、新たに財政フレームに組み込むことになれば、厳しい財政状況の中、さらにこれを圧迫することになることから、慎重な検討と判断が必要になります。

このため、教育委員会といたしましては、屋内運動場への空調設備整備の重要性と必要性の高さは十分に認識しているものの、当面は昨年配置したスポットクーラーの有効活用と併せ、米沢市小中学校熱中症対応ガイドラインに沿った熱中症対策を講じることにより、児童生徒の熱中症予防を進めてまいりたいと考えております。

その上で、屋内運動場への空調設備整備という課題については、今後の学校施設の建て替えや長寿命化改修の時期、さらには国の支援制度の終了期限なども考慮し、新総合計画策定に合わせた具体的な施策の検討の中で、効率的な整備手法等の研究を行うとともに、全庁的な協議を進め、本市としての方針を決定してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私からは、（２）避難生活における良好な生活環境の確保に向けてについてお答えいたします。

災害時の避難生活における良好な生活環境の確保は、非常に重要な課題の一つと認識しており、特に小中学校の屋内運動場が指定避難所として利用される場合、避難者の命と健康を守るためには、空調設備の整備が大切であると考えております。

特に近年は、異常気象により夏は酷暑、冬は厳冬といった極端な気候が続いていることから、これに対応するための空調設備の整備が求められており、暫定的な対応ではありますが、令和６年７月に災害時におけるレンタル資機材の提供に

関する協定を全国展開されているレンタル事業者と締結し、避難所における冷暖房対策を図ったところでございます。

この協定では、災害時におけるレンタル資機材の提供を通じて、避難所での快適な生活環境を確保することを目的としており、具体的には冷暖房空調設備などを迅速に提供してもらい、避難者が安心して過ごせる環境を整えることを目指しております。

協定を締結しましたレンタル事業者は、全国各地に約600か所の支社・支店を構え、全国に多様な資機材を所有しており、全国の約400自治体、県内では12自治体と防災協定を結び、東日本大震災をはじめとする過去の災害時においても実績を有しており、いざというときにはそのネットワークを最大限に活用し、万全の体制で対応することが可能と伺っております。

この協定により、必要なときに迅速に空調設備を提供できる体制を整備することで、避難者が快適な環境で過ごすことができ、可能な限り健康リスクが軽減されることを目指しているところでございます。

私からは以上です。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） 御答弁ありがとうございました。最後に申し上げるつもりでおりますが、何を最優先にするのか、その見極めかと思ってお聞きしたところでございます。本当に御答弁ありがとうございました。

質問席からお尋ねいたします。環境省や文部科学省から示された「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」というもの、そこから本市もガイドラインをつくっていらっしゃるものと思いますが、その改定版に、当初想定した以上の気温の上昇は子供たちに相当の負担を与え、より適切で効果的な対応が求められているとなっております。

先ほど御答弁にもありましたが、昨年夏の本市

における暑さ指数の「厳重警戒」、指数が28以上になると熱中症にかかりやすいとされるこの「厳重警戒」は何日あったものでしょうか。また、31以上になると特別な場合以外は運動を中止する、その「危険」とされる日は何日あったものでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 屋外グラウンドに設置しましたソラテナProで測定した測定値によりますと、7月から10月下旬まで120日間設置したわけですが、それでも、「厳重警戒」となった日数は70日、「危険」となった日数は2日ございました。以上です。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） ありがとうございます。今、両方の「厳重警戒」と「危険」日の日数をお伺いしました。やはり今数字をお聞きしますと、本市でもなおさらのこと猛暑による熱中症から子供たちを守る対策は急務であると、今数字をお聞きして感じたところでございます。

一つお尋ねしたかったのは、本市がレンタル機材の災害協定を締結した民間の会社、航空自衛隊、陸上自衛隊とも締結しているようにホームページで載っております。また、多くの県や市町とも締結しているようでございます。本市の調印式で、避難所における冷暖房対策といった課題克服の一助となるとの会見をお聞きしたところでございます。県内でも村山市や天童市も本市と同じ会社と締結しているようですが、災害が年々大規模化、そして頻発化、広域化している現在、それぞれの小中学校のエアコン設置の提供は、今御答弁いただきましたが、確保されて、そこに避難した方々の命は保障されるもの、つまり自前でそろえなくても、準備しなくても大丈夫、命は守られると、そう理解してよろしいのでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 壇上からも御紹介させていただいたとおり、協定を締結したレンタル事業

者は全国展開されている事業者ということで、多くの営業所を持ちながら全国の自治体と協定を結んでいるという事業者ですので、いざという災害のときに、ある程度大規模な災害であっても対応は可能だというお話をお聞きしておりますので、相当御期待を申し上げてよろしいかと考えておりますけれども、これはあくまで暫定的な対応と考えておりますので、抜本的な対策についてはまた別な形で、通常時の使用、あるいは災害時の使用については引き続き検討していく必要があると認識しております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） ありがとうございます。少しほっといたしました。

この会社は空調設備ばかりでなく、避難所のトイレや自家発電とか様々な設備を有し、またそれを十分確保されるだけの容量と認識したところでございます。

もう一つお尋ねしたいのは、文部科学省が令和6年度補正予算を組みというところで先ほど壇上からも御答弁いただいたところでございますが、空調設備整備の加速化というところで一つお尋ねしたいのが、長井市の事例でございます。長井市が国の交付金を使ってしっかり整備したところが載っておりました。体育館の断熱・遮熱対策事例として挙げられておりました。

一つ御紹介いたします。長井市では、窓ガラスやドアの改修による断熱性確保と併せ、7つの小中学校の体育館等に空調設備を整備しました。公表されています事業内容を見ますと、総事業費約5億8,000万円、工事期間約5か月の事業のようでした。特に冬期の暖房使用を想定し、暖房を滞留させないよう天井部にシーリングファンを設置したとも聞いております。

この事例のように、自治体の財政的負担を軽減するために、財源の有効な候補として国の有利な支援を積極的に活用し、環境を整えていくということは、どのようにお考えでしょうか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 議員がお述べのとおり、国においては今年度の補正予算で空調設備整備に特化した交付金を新設しまして、整備を加速する方針ということで打ち出しております。今御紹介のホームページの中には、長井市に加えて東京都日野市の事例も紹介されておるようでございます。またあわせて、短期間にかつ安価にできる整備方法についてもいろいろと御紹介されております。

学校施設の管理者としてまず優先すべきは、児童生徒と教職員の命と健康を守ることです。しかしながら、教育長の答弁のとおり、市内全ての小中学校体育館に空調設備を整備ということになりますと、国の有利な財源、交付金制度を活用したとしても、大きな財政負担が生じるということについては間違いないかと思っております。

まずは、今年度から策定を進めております本市の新総合計画、次年度に策定を進める基本計画と第1期実施計画に登載する具体的な施策の検討の中で、御紹介のあった長井市をはじめ全国の事例から様々な工事手法等の情報収集、さらには費用負担を抑える整備手法の研究を行いながら、全庁的な協議を進めて、本市の方針をまず決定する必要があると考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） ありがとうございます。

現在、全国の公立小中学校体育館での空調設備の設置率、約2割弱ということでございますが、東京都は9割近くの体育館に設置が進んでいます。全国的に見ると、財政力の豊かな大都市部と地方の設置率に大きな格差があるようでございます。先ほど御答弁にもありましたが、やはり厳しい本市の財政の中で何を最優先にするのか。命に関わること、待ったなしのことでございます。ゆっくり検討している場合ではないと私は思う

わけでありますが、最後に市長、特にこの重要性の認識についてどのようにお考えかお知らせください。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 齋藤議員の御質問にお答えいたします。

空調設備でありますけれども、温暖化対策というのは極めて重要なテーマだと思っています。今もその近くを通ると心が痛むわけですが、三中学区で中学生の大変不幸な事故が発生したわけでありまして。あのことは二度と起こしてはいけないうと、こういう思いで私も就任以来ですね。であればこそ、当時の予算の中で山形県内では初めて全部の小学校・中学校にスポットクーラーをまずは急ぎ導入させていただいた。さらには、教育長に御就任いただいた佐藤教育長の下において、先ほど来説明のあるカオカラシステムであるとか、様々なものをとにかくやろうということでここまで来ているところであります。

少ない予算の中でできることを最優先ということで、この1年間やってまいりました。一定の効果はあるかと思っております。ですから、重要だという認識は議員と我々一緒かこのように思っております。よりよい施設をとという御提案はよく分かりますので、次期総合計画の中においてきちんと整備ができるよう検討を進めていきたいと、このように思っております。

○相田克平議長 以上で23番齋藤千恵子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時55分 休 憩

~~~~~  
午後 3時56分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、消費者行政の充実・強化を、7番小久保広信議員。

〔7番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○7番（小久保広信議員） 一般質問も10番目ということで、本日、間もなく午後4時になろうとしておりますが、皆さん大分お疲れのことだと思います。30分間、ぜひお付き合いいただければと思います。

私からは、消費者行政の充実・強化を図るべきではないかについて伺います。

消費者をめぐる課題は、高齢化などを背景とした消費者の多様化やデジタル化など、社会情勢が目まぐるしく変わる中で大きく変化しています。高齢者だけではなく若い人も未然に防ぐことが難しいと考えられる問題や、被害回復の場面で課題がある問題として、フィッシング、サポート詐欺、偽サイト、定期購入、SNS広告をきっかけとする副業や投資、電話勧誘などの事例が挙げられます。

インターネット取引では、相手方が所在不明であつたり、連絡不能な場合があり、被害回復が難しいケースも多く、そのため未然の防止がより一層重要になっています。さらに、契約した当時の広告や販売サイト、相手方とのやり取りなどの取引に関わる証拠も残っておらず、被害回復が困難なケースも見られています。このように、消費者を取り巻く状況は今まで以上に複雑かつ巧妙化しています。

消費者行政の充実・強化は、消費者政策の推進の最重要課題の一つです。消費者行政は、一人一人の消費者に安全・安心を提供するもので、地方消費者行政の現場での取組の積み重ねこそが成果へと結びつきます。

消費者庁では、地方公共団体の自主財源に裏づけられた安定的な取組を促すとともに、地方消費者行政強化交付金を通じた財政面で支援に加え、地方消費者行政の最前線で重要な役割を担っている消費生活相談員の能力や経験などに見合

った処遇への改善に向けた働きかけ、消費生活相談のデジタル化などにも取り組んでいます。本市は、消費者行政の充実・強化をどのように考えておられるでしょうか、お伺いいたします。

1点目の消費者行政の現状はどうなっているのかについてお伺いします。

本市の消費生活センターの現状はどうなっているのでしょうか。相談件数はどうなっているのでしょうか。また、消費生活相談窓口の体制はどうなっているのでしょうか、お伺いします。まずは、消費生活センターの相談件数はどれくらいなのか、お伺いします。

次に、消費生活相談窓口の体制についてお伺いします。

独立行政法人国民生活センターでは、消費生活相談員資格試験・消費生活専門相談員資格認定制度を実施しています。消費者安全法に基づく登録試験機関として、消費生活相談員資格試験を実施しています。この試験は1991年度から同センターが実施してきた消費生活専門相談員資格認定試験も兼ねています。この試験に合格すると、消費生活相談員資格（国家資格）と消費生活専門相談員資格の両方が付与されます。

2014年6月、消費者安全法が改正され、地方公共団体における消費生活相談体制を強化するために、消費生活センター等に事業者に対する消費者からの苦情に係る相談・あっせんに従事する消費生活相談員を置くこととし、消費生活相談員は消費生活相談員資格試験に合格した者、またはこれと同等の専門的な知識及び技術を有すると市町村が認めた者から任用することとなりました。

この試験は、相談現場に消費生活相談員として第一歩を踏み出す際に必要な基本的知識力とその活用能力を確認することを目的に実施されています。消費生活相談に当たる職員は、この資格を有しているのでしょうか。消費生活相談員の資格を有する職員が配置されているのか、お伺いいたします。

2点目の消費生活相談員の能力・資質向上を図る施策は行われているのでしょうか。

消費生活問題は目まぐるしく変化し、関連法令も改正がなされています。資格認定者には知識や情報を常にブラッシュアップすることが求められています。消費生活専門相談員資格認定制度は5年ごとの更新制とし、更新講座の受講等を経ることで、資格認定者は消費生活相談に携わる能力・資質の維持・向上を図るとしています。

消費生活相談体制の充実について、どのように考えているのでしょうか。会計年度任用職員での対応でいいのでしょうか。消費生活相談員の専門性を高める必要があるのではないのでしょうか。本市はこのことをどのように捉えているのか。能力・資質向上のためにどのようなことを行っているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目の地方消費者行政強化交付金を活用しているのかについてお伺いします。

先ほども触れましたが、消費者庁では、地方公共団体の自主財源に裏づけられた安定的な取組を促すとともに、地方消費者行政強化交付金を通じた財政面での支援を行っています。本市は、この交付金を活用しているのでしょうか。

この交付金は、①国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援、②消費生活相談員、消費者行政職員等のレベルアップのため、消費者トラブルなどに関する研修の参加に必要な経費を支援、③引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援しています。地方消費者行政強化事業として、原則、補助率2分の1です。

1つ目が、メール、SNS等を活用した消費生活相談のデジタル対応、新たな相談支援システムへの移行に係る経費などの情報化対応の推進や、指定消費生活相談員及び主任相談員による相談機能の強化、広域連携の立ち上げなどによる自治体連携の促進による相談体制の維持・充実に対す

るものです。

2つ目が、国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業で、補助対象が消費者行政に関わる消費生活相談員、行政職員、教員です。

3つ目が、靈感商法を含めた悪質商法対策事業として定額補助があります。消費者被害の防止・早期発見、消費生活相談等の機能強化が対象になっています。

このように、消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援、消費生活相談員、消費者行政職員などのレベルアップのための消費者トラブルなどに関する研修の参加に必要な経費を支援、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援しています。本市はこの交付金を活用されているのでしょうか、お伺いいたします。

最後に、（仮称）消費者教育推進計画の内容はどのようなものなのでしょうか。

令和7年度市政運営方針で、消費者被害や犯罪被害の対策については、消費生活相談の体制を維持するとともに、（仮称）消費者教育推進計画を策定し、環境の変化に対応した継続的な消費者教育を実践するとしています。計画の内容はどのようなものと考えておられるのでしょうか、お伺いします。

また、教育推進の計画ですが、相談体制を含めた消費者行政全般に関する計画が必要なのではないのでしょうか。本市のお考えをお伺いし、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私から、消費者行政の充実・強化についてお答えいたします。

初めに、（１）消費者行政の現状はどうなっているのかについてですが、本市消費生活センターに寄せられる相談件数につきましては、令和4年度495件、令和5年度484件、令和6年度は12月末現在の件数ですが388件となっております。相談

形態内訳としましては、令和4年度、電話307件、来所184件、文書4件、令和5年度、電話337件、来所147件、文書0件、令和6年度、電話225件、来所111件、文書2件となっております。傾向としては、電話が約6割強、来所が3割強となっております。

相談内容の傾向としましては、身に覚えのない封書やはがきによる請求など商品一般が多くなっており、次に消費者金融や多重債務など金融・保険サービスが多くなっております。最近では、注文した商品が欠品したため〇〇ペイで返金すると言われ、無料通話アプリでやり取りしていたところ、逆に送金させられるという事例に類似した相談も寄せられております。

次に、消費生活相談の窓口体制ですが、現在、会計年度任用職員2名で行っており、2名とも独立行政法人消費生活センターの消費生活専門指導員及び国家資格の消費生活相談員の資格を有しております。また、2名の相談員のうち1名は平成23年度に採用、もう1名は平成28年度に採用し、継続して業務に就いていることから、経験も十分であり、連携して業務を推進していると認識しております。このようなことから、相談者に対しても安心して相談できるような体制ができており、近隣市町と比較しても充実した窓口になっていると考えております。

次に、（２）消費生活相談員の能力・資質の向上を図る施策は行われているのかについてお答えいたします。

議員がお述べのとおり、消費者問題は目まぐるしく変化しており、それに合わせた関係法令の改正などが頻繁であることから、能力や知識の向上が必要不可欠であることは十分に認識しております。

そのため、本市の消費生活相談員につきましては、独立行政法人国民生活センターや消費者庁が開催する研修講座等に毎年2回から3回ほど参加し、知識や情報のブラッシュアップに努めてい

るところです。

こうした研修講座に継続的に参加することで会計年度任用職員としても専門性を高めることができ、現在のところ十分に業務が果たされているものと認識しております。

なお、消費生活専門相談員の資格更新時には、国民生活センターが指定する研修講座の受講が必要となっておりますが、本市の消費生活相談員については現職であるため、更新時の講座受講は免除されているところです。

次に、（３）地方消費者行政強化交付金を活用しているのかについてお答えいたします。

議員がお述べのとおり、この交付金は地方公共団体に自主財源が確保され、安定的な取組ができるよう、国が財政面の支援を行い、各種消費者政策の実施を促しているものとなります。

本市では、御質問のありました地方消費者行政強化交付金と併せて地方消費者行政推進事業交付金を活用しており、この２本の交付金を活用しながら消費者行政の施策を実施しております。

１つ目の地方消費者行政強化交付金を活用した事業としましては、実施メニュー「重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化」の中の「SDGsの取組」からは「エシカル消費の普及・促進」を活用し、小中学生への啓発テキスト等の配布を行っており、家庭や授業等での活用をお願いし、普及・啓発を図っております。

また、実施メニュー「国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業」からは「国が指定するテーマの研修への参加」を活用しております。（２）でお答えいたしました消費生活相談員の研修講座受講に係る旅費や負担金等に活用しております。

２つ目の地方消費者行政推進事業交付金を活用した事業としましては、「地域社会における消費者問題解決の強化に関する事業」のメニューを活用し、「高齢者消費者被害防止ネットワーク推進事業」や「学校と地域の連携による消費者教育支

援事業」を公益財団法人消費者教育支援センターへの委託業務として実施しております。

主な事業を申し上げますと、高齢者消費者被害防止ネットワーク推進事業については、消費者見守りメイトの養成講座等を実施し、高齢者被害防止の見守りの輪を広げております。また、学校や地域の連携による消費者教育支援事業については、消費者教育への理解や必要性について、イベントなどを通じて啓発している団体「エシカルYonezawa」のサポートやアンケート調査、分析等を実施しており、意見や結果を次年度以降の事業や今後の計画策定等に反映していきたいと考えております。

また、市内の任意団体「米沢市消費生活研究会」に消費者被害防止の寸劇を通じた市民向け講座の開催を依頼し、地域での消費者被害防止の意識づけや啓発に努めていただいております。

最後に、（４）消費者教育推進計画の内容はどのようなものかについてですが、令和７年度に策定する（仮称）消費者教育推進計画は、消費者教育に継続的に取り組むことで、消費者被害・事故に遭わない消費者の育成や、安心して豊かな生活を送るため、自ら気づき考え行動する消費者の育成などを目的としております。

今年度は、本市の消費者教育支援事業で長年御協力いただいている公益財団法人消費者教育支援センターに相談・依頼しながら、教育機関に対するアンケート調査、警察や教育、福祉などの各関係機関を集めたワークショップ開催による課題の洗い出しを行ってきたところです。その結果、教育機関における消費者教育の充実や見守り活動の広がり、地域活動団体との連携などが課題として上げられたところです。まだまだ構想の段階ではございますが、このような点を中心に課題解決、目的達成のため適切に計画に盛り込み、事業展開を図りたいと考えております。

なお、議員から御提案のありました相談体制を含めた計画にすべきではにつきましては、本計画

につきましては、消費者基本法や消費者安全法及び消費者教育推進法などの関係法や山形県が令和4年に策定した第4次山形県消費者基本計画などを参考にしながら策定したいと考えておりますので、一体的な計画策定も視野に今後関係者と検討してまいりたいと思います。

私からは以上です。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 答弁ありがとうございます。

相談件数、割と電話のほうが多いですね。消費生活相談を市のホームページで探しますと、なかなか消費生活センターに届かないというか、たどり着きにくい状況がありますし、あと、庁舎の窓口に行っても、どこに消費生活センターがあるのか分からない。看板も出ていませんし、そういった中で窓口に来られる方が少ないのかとも思ったのです。その点はいかがなのでしょう。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 先ほど壇上からも御答弁させていただきましたが、来所者が約3割ということで、決して少なくない方が来所されていると思っております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 私が聞きたかったのは、看板であるとか、ホームページでいうと実際探すのに非常に苦労しました。組織の生活安全課からだ消費生活センターに行くのですけれども、そうでないこういうのがありますというだけの、そこからセンターへ飛ばないページであったり、そういったところからもそこら辺の対応が必要なのではないかと思いますし、窓口についても、1階に行って生活安全課があるのですけれども、ここに消費生活センターがあるのかないのかも分からない。そういった状況なので、その点はやはり工夫すべきだと思うのですが、いかがですか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 まず、ホームページです

が、聞き取りの際に議員からこの話を受けまして、早速ですがトップページからワンクリックでアクセスできるように見直しを図ったところでございますので、ぜひ御確認いただければと思います。

また、場所の庁内での案内表示ですが、全庁的な窓口の案内表示の見直しを今やっておりますので、全体的なところはそちらで進めてまいりますが、当面、生活安全課内に消費生活センターの案内を並列表記する形で、できる限り分かりやすい案内表示に努めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） ぜひその点は改善していただきたいと思います。

2つ目は、先ほど会計年度任用職員の方が資格を取られていて、2名やられて割と長めになっていらっしゃるということで、その点については有資格者がいるということで安心したのですが、以前は有資格者が1人もいない状況が続いたわけで、そういった意味では改善したかと思えますけれども、やはり行政職員の方も、会計年度任用職員だけではなくて、担当は替わるわけですが、任期中に相談員の資格を取るというか、そういう研修をしっかり受けるということが私は必要だと思うのですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 消費生活相談員につきましては、壇上からも御説明させていただきました。高い専門性が求められておりまして、有資格者が当たっております。加えまして、専門的な知識のほかに技術や経験といったスキルが必要ということから、継続的な任用が可能な会計年度任用職員が望ましいという形で現在のところ配置しております。そういったことから、人事異動が伴う正職員よりも現在のような形のほうが望ましいのではないかと考えておりますけれども、

庁内全体の運用方針も踏まえながら、御指摘の点については引き続き検討してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 会計年度任用職員が適しているというお話なのですが、専門性を考えるならば、やはりしっかりとした待遇が必要だと思いますし、行政職員としての専門性が必要なわけですから、そこは会計年度任用職員ではなくて正職員でというのが筋だと思います。

よそのところでは、相談員の資格を取られたとしても、やはり専門性が高くなくて難しく自己研さん必要でということで、あと、今ハードクレーマーといいますか、そういった方もいらっしゃるということで、離職される方が多いとも聞いています。米沢の場合、そこまでまだいっていないのでしょうけれども、そういったせっかく長年経験を積んで働いてこられて、でも会計年度任用職員、若干高いようだけれども、その待遇でいいのかと思うのですが、その点はいかがですか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 現在の会計年度任用職員としての任用については先ほどお答えしたとおりでございますが、今後本市としての全体の任用方針も踏まえながら引き続き研究してまいりたいと考えておりますし、ハードクレーマー対応、大変最近やはり増えてきている状況にございますので、そういった場合については職員もその場に同席するなど、決して一人で抱え込まないように、負担がかからないような対応も併せて取らせていただいておりますので、職員と連携しながらやっているということで当面は対応してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） ぜひそこは強く申し上げておきたい。待遇面の改善、やはりそれだけ高度な知識が必要ですし、様々な知見も必要なのわけですし、もっと言うと他の部署との連携も必要

なわけです。そういった中で、会計年度任用職員でいいのですというのは少し違うのかなと思いますし、フルタイムの会計年度任用職員なのかというのがありますけれども、やはりそこはちゃんとした専門職として認めていく必要があると。ほかの職もそうなのですけれども、米沢市は割と専門職を軽んじているような気がしてなりませんので、そこは強く申し上げておきたいと思います。

時間もあれなので、今デジタル化の部分はどうなっているのかと思っているのですが、国の支援の中でもDX化によるということも出されていて、本市の場合、そういった相談体制はどのようになっているのでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 DX対応については、残念ながら少し遅れている状況でございまして、アナログ的な対応で今やっているというのが現状でございます。国でもDXのやり方を示した上で進めるようにというところで通知も来ておりますので、そういったことを使えば、業務の改善のみならず、相談する市民の皆様にとっても非常に選択の幅が広がるという意味で、両者にとって非常にいい取組かと思っておりますので、先進事例などを参考にしながら引き続き研究してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） なかなか消費生活センターに行くのはハードルが高かったり、役所の窓口に行くこと自体ハードルが高いと思われる方もいらっしゃるわけなので、そういった意味では、簡単にと言ったら語弊があるかもしれませんが、ホームページでそこに行くといろいろな相談ができるということも必要かと思っておりますので、ぜひその点は改善していただきたいと思いますし、そのための交付金もあるわけですから、ぜひそこは積極的に行っていただきたいということを申し上げて、私からは終わります。

○相田克平議長 以上で7番小久保広信議員の一般

質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 4時23分 休 憩

午後 4時33分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、あらかじめお諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後5時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議が定刻の午後5時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、本市における指定管理者制度の運用状況はどうなっているか。特に、人件費や賃金はどのように取り扱われているか、17番太田克典議員。

〔17番太田克典議員登壇〕（拍手）

○17番（太田克典議員） こんにちは、皆さん。市民平和クラブの太田克典です。

まずもって、夕方の何かとお忙しいところ、傍聴においでくださいました皆様に、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

初当選以来、31回目の一般質問になります。今回は、本市における指定管理者制度について、特に人件費や賃金の観点から伺います。

本市の指定管理者制度については、平成17年7月に米沢市指定管理者制度導入方針を定め、平成18年4月1日から指定管理者による公の施設の管理運営を開始し、令和6年4月1日現在78施設で指定管理者による管理運営を行っているとされています。

指定管理者制度導入から一定期間が経過しまし

たが、今般、指定管理者を公募しても応募者がいないという施設が複数発生したことから、応募資格の変更を行うということが報告されました。このことはスムーズな制度運用が難しいということを示すものであり、なぜ応募者がいないのかを考える必要があるのではないのでしょうか。

そこで、改めて、指定管理者制度の現状と市の考えを伺います。

まず、公募型、非公募型と言われる施設はそれぞれ何施設あるのでしょうか。あわせて、当初は公募型であった施設が非公募型となった事例はあるのでしょうか。また、複数の応募者の中から1者を選定した事例はどれだけあるかお知らせください。

次に、指定管理者制度を適用して運営管理するための費用、特に人件費はどのように算出しているか伺います。

指定管理者制度による協定の内容は、ほとんどが施設の運営管理業務の委託であり、指定管理料の中身は人件費が大半を占めるのではないかと思います。その際、協定額をどのように決定しているのでしょうか。特に、人件費はどのように算出しているか、お知らせください。

また、例えば、指定管理期間が5年間の場合、その期間中、人件費は増加するのでしょうか。それによって、指定管理料全体の額は増加するのでしょうか、お知らせください。

次に、算出された人件費と実際に支払われる賃金に差はあるのか伺います。施設で働く人に実際に支払われる賃金は、協定額を算出する際の人件費とどれだけ差があるのでしょうか。そもそも賃金を把握しているのでしょうか、お知らせください。

以上、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私から、本市における指定管理者制度の運用状況はどうなっているかについてお答えいたします。

初めに、指定管理者選定における公募と非公募の数ですが、令和6年4月1日現在において、指定管理の78施設のうち、公募により指定管理者を選定した施設が49施設、非公募によるものが29施設であります。また、令和7年度からは、八幡原体育館、八幡原緑地テニスコート、八幡原緑地野球場が加わり、花沢住宅及び改良住宅が外れ、指定管理は79施設となり、公募施設が50施設、非公募施設が29施設となる予定です。

公募により指定管理を行い、一時的に非公募とした施設は2施設ございます。一つは市営北村公園テニスコートですが、平成25年度から付近の市営体育館及び武道場、相撲場との一体での管理を行うため、平成23年度、平成24年度の2年間を非公募としたものでございます。もう一つはアクティ―米沢ですが、令和4年4月から9月までの半年間を非公募とし、令和5年10月から子育て世代活動支援センターとして施設管理を行っているものでございます。

さらに、公募を行い、複数団体より応募のあった件数は、現在の指定管理の協定を公募により締結していた施設に今年度指定管理の募集をした施設を含む79施設のうち、八幡原体育館、八幡原緑地テニスコート、八幡原緑地野球場の1契約、3施設分のみでございます。

続きまして、人件費を含めた指定管理料ですが、施設ごとに用途や運営方法などが異なるため、各施設の担当部署において市が直営で管理した場合の経費を基本として算出しています。人件費についても、それぞれの施設における賃金体系に基づいて算定しているものです。

指定管理の期間中の施設管理運営費の総額を提示した上で、指定管理者の候補者選定を進め、当該施設の管理運営に関する基礎的な内容について基本協定を締結します。

指定管理料については、年度ごとに年度協定において定めるものでございます。人件費においても、米沢市の会計年度任用職員や職員の給与の人

勧等による改定等を参考に各年度の額を定めているものですので、現状増加していく傾向にあるものでございます。

次に、算出された人件費と実際に支払われる賃金についてですが、地方自治法第244条の2第7項の規定により、指定管理者は、毎年度終了後、管理する施設の業務に関し事業報告書を提出するものとしており、本市では添付資料として職員数、給与等を記載した書類の提出を求めています。

金額については総額のための報告としており、個人ごとの金額までは求めておりません。このことから、個人への支給額は把握しておりません。また、民間のノウハウを生かしてよりよい施設の運営管理を行うことが指定管理者制度の目的であることから、指定管理者はその目的の範囲内で指定管理料ということで使用しているものでございます。このことから、指定管理料については総額管理を基本としており、原則、項目別の支出の管理は行っていないものでございます。

私からは以上です。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） まずは、御答弁ありがとうございました。公募型、非公募型、それぞれ現在の施設数、それから今年4月以降の施設について御報告いただきました。

1点確認ですけれども、公募型と非公募型、これを区別する根拠はどうなっているのでしょうか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 公募と非公募の区分根拠についてでございますけれども、米沢市指定管理者制度導入方針がございまして、公募での選定を原則としてはいるところでございます。ただし、地域コミュニティの推進を図る施設、専門性の確保が必要な施設、利用者の利益保護が必要な施設、市の政策上の必要性から指定する施設、当面現行の委託先を指定する施設、その他公募により選定

することが適当でないと認める施設については、非公募による選定が可能であると定めているところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 原則公募というお話で、規則に規定になっているのだというお話ですが、一方、令和7年度から公募型79施設のうち50施設ですか。そのうち複数応募があつて1者のみ選定したと。そういう事例がたった1件ということになっているようです。これは間違いはないですか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 間違ひございません。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) そうすると、公募とはいいながら1者しか応募していない。そういう状況にある、そういうことでよろしいですかね。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 その1件以外にはそのような形です。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) ほかのところはそれをもって公募型と言えるのですか。いかがでしょう。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 募集の段階では、やはり広く公募という形を取っておりますので、結果として1者しか応募がなかったということではありますけれども、形としては公募型という方法を取っているところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 実は昨年の12月13日、総務文教常任委員会で、何件か指定管理者の指定について議案として上程されておりました。その中で私が気になったのは2つの施設、置賜総合文化センターの指定管理の指定について、それからもう一つは米沢市八幡原体育館等の指定管理者の指定について、この2件、当初公募ということで条件を提示しましたがけれども、応募者がいなかったのだと。それで条件等を変更したという話に

なっているわけです。

その件について、経緯についてということで私は質疑を行っています。委員会質疑ですね。その答弁としては、置賜総合文化センターの指定管理者は、何でそういうことになったのか、大きな要因、こちらが示しました指定管理料の委託料の金額が応募された企業にとっては見合うものではなかったということが大きな要因となっています。それで、もう一度委託の中身、仕様書の中身について見直しを行ったわけではないのですけれども、再計算させていただいて2回目の公募をしていると。最初の提示で金額が折り合わなかったということで、金額を見直したと、上げたということでしょう。そういうことですね。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 提示価格の再検証ということで、そのような形を取ってございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 一方の八幡原体育館も同じ経緯でお聞きしております。応募いただけなかった理由等を確認しますと、やはり金額での折り合いといいますか、条件を満たすものではなかったということが大きかったと、そのように課長が答弁されています。内部で検討いたしまして、額を再設定いたしました。当初のこちらが提示した金額が低過ぎたと、安過ぎたということで、金額を見直しして2回目の公募を行ったと、そういうことですね。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 議員がお述べのとおりでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 1回目と2回目の金額の差、どうしてこういうことが起きるのか、どういう基準によってそれを増やしたのかと、そういう話になろうかと思います。一方、指定管理者制度の規則、これによって、例えば市で提示した価格と業者、団体で提案された維持管理経費の価格、

これを比較しまして、同額であれば0点という計算にするのだと。それで、団体が提案した価格が高ければ、その時点で失格ですと。そういう規則になっているという御説明を委員会でも担当課長から答弁いただいています。そのようなことで間違いないですか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 今議員がお述べのとおりで間違いございません。その場合、この件につきましては、プロポーザル公募要領に提示価格を上回った時点で失格になるということを記載していることから、実際にそれを上回った応募というものは今のところないという形にはなります。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 1回目公募して、応募されてきた。それを例えば正規な手続を取って提案してもらおうと。そうすると、金額的に折り合いませんということで、経費は当然提案金額が高くなるものだと思うのですね。ですけれども、そういうことが起きると途端に失格になってしまうということがあるものですから、そうならないようにというか、金額どうなのですかということで、1回目の提示した金額を再度計算して2回目に提示している。そうすると、提示した金額と同額で管理運営しますということで、同額なので0点ということで委員会に参考資料を頂いていますね。そういう経緯だと思うのです。

そうすると、先ほど申し上げましたが、1回目と2回目の価格の基準、何をもってそう変えてきているのかと、そういうことになりませんか。その辺、人件費について、例えば賃金体系に基づいて人件費は算定しているのですと。ここで答弁された賃金体系、それはどのことを言っているのですか。何のことを指しているのですか。歩掛かりというものは業務委託ですので、恐らくないのだと思います。工事請負とは違いますので、いろいろな業務があって、その業務に適合した歩掛かりというものは恐らくないと思います。そうすると、

答弁にありました賃金体系に基づいて人件費の部分の金額を出したのだと。それはどのように算定されているということになるのでしょうか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 指定管理者制度の場合、先ほど議員からもありましたけれども、平成18年度からその制度を取っているわけですがけれども、それ以前にも委託という形で、様々それぞれの担当課において業務を委託していたという流れをそのまま引き継いで、平成18年度以降、指定管理者制度に移行した流れがございます。そういった流れの都合上、どうしてもそれまでやってきた流れを生かした形になっているということで、全てが統一されたものではないのですけれども、大きくくりとしましては、市の会計年度任用職員報酬単価を人件費の積算根拠にしている場合、また、市の給料表に準じた指定管理者独自の給料表を積算根拠としている場合、市の給料表に準じない指定管理者独自の給料表を積算根拠としている場合ということで、それぞれ指定管理者の運営状況によって様々な形があると認識してございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 今いろいろ基準となるようなものを答弁いただきましたけれども、結果としては、それでも幾ら個人に賃金が支払われているのか分からないと、報告には総額しかありませんというお話でした。実際にこちらで算定して提案する金額、それは先ほど答弁があったいろいろなものを基準にして算出しているのかもしれませんが、実際は支払われている金額というものは、賃金というものは押さえていない。でするので、そこは分かりませんと。どれくらい差があるのかも、お知らせくださいといっても分かりませんと、そのような答弁だったろうと思います。

一方、指定管理者制度を運営されている施設ですけれども、コミュニティセンターがありますよね。こちらについては、いろいろお聞きしますと、そちらで働いている方々の賃金、これは人事委員

会勧告に基づいて、それを参考にして算出しているということですので、最近、人事委員会勧告でマイナス勧告というのはなかなかありませんので、プラス勧告ということになっているわけですが、それに基づいてコミセンで働かれている方々の賃金、これは人勧に基づいてプラス改定であれば上がっていくものだと、そのように捉えているわけですが、それで間違いないですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 コミュニティセンターの指定管理料の中の人件費につきましては、施設の用途、特性、これまでの経過等によって個別に定めておりますけれども、本俸等につきましては、人勧に準じてベースアップを図っているような状況であります。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 人勧に基づいてというと、基準にしてということだろうと思いますけれども、米沢市では山形県の人事委員会勧告をベースにしていますので、いろいろ給料表、行政一表とかあるわけですが、研究職俸給表ですか。そういったものを基にして金額を算定していると。それを基準にして、プラス勧告であれば上げているということなのだろうと思います。ただ一方で、なかなか賃金以外の部分、例えば手当の部分、期末手当はあるのですが、勤勉手当はないと。勤勉手当については今年度からですか、会計年度任用職員に支給できるということで支給されるようになったということがあろうかと思っています。

それから、あと退職金ですね。長年働いておられる方、この方々について退職金はないのだということで、まだまだ市の会計年度任用職員と比較しても、手当の部分、退職手当についてはそうではないと思いますけれども、そういったところでまだまだ差はあると、そのような認識を持っていますけれども、それは間違いないですかね。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 議員がお述べのとおり、コミュニティセンターに勤務する職員につきましては、勤勉手当、また退職手当については支給されていないところであります。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） これはぜひ検討していただきたいと思うところであります。

それで、賃金の上昇について、コミセンで働かれている職員の方々、同じ指定管理者制度で維持管理されているコミセンの場合と、それ以外の指定管理者制度を導入されている施設、そういった施設で働かれている方々、この賃金については、片や人勧を基にして幾ら上がるのだということを押さえているのだろうと思います。片や個別の賃金の額は分からないと、把握していませんというお話でした。聞き取りのときに総務省のこういう通知があるのではないかとということで御紹介していますが、令和5年11月、物価高騰、人件費に関して総務省から通知が出ていると思います。中身を教えてください。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 議員がお述べの通知につきましては総務省から出ている通知だと思いますけれども、そちらの内容としては、指定管理者の指定における応募団体の少なさや適正な指定管理料の設定、コスト等の上昇への対応、指定管理者に対する労働基準法令厳守について対応するように促していると認識してございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 令和5年11月の総務省通知、「資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について」ということで通知が出ているようです。地方公共団体等による物品調達やサービスについて、資材価格の高騰、賃金上昇等の転嫁を進めることとあります。適切に対応するように、通知ですので助言だということになっています。賃金上昇等の転嫁を進めてくだ

さいと、そういう通知の中身だろうと思います。

コミセンは人勧が毎年出ますので、それに基づいてプラス改定がここ数年続いているということで、プラス改定に基づいて賃金は上がっているだろうと、そのように対応しているのだろうと思うわけですが、それ以外の施設等で働いている方々、これは毎年賃金というものは上がっているのですかね。先ほど個別には把握していないというお話でしたが、どうですか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 対応としまして毎年度、先ほど申し上げましたとおり年度協定を交わすわけですが、こちら側の対応としましても、令和6年3月1日付になりますが、会計年度任用職員報酬単価の改定に伴う令和6年度指定管理料への人件費増額の対応についてということで、指定管理施設を所管する部署に通知を出しているところでございます。その通知に基づいて、人件費の適切な増額が図られるようにしているところではございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 通知は出しているのですけれども、実際に払われている賃金は確認していないので分からないということなのではないのですかね。現実的にはそうですよね。先ほど申し上げましたが、昨年12月13日で指定管理者制度の適用で議案が上程になったわけで、そのうちの2件を先ほど申し上げさせていただきましたが、公募しても1回目の公募で応募者がいないということで、応募者がいないということがもしほかの施設でも起きれば、例えば聞き取りなどでもお話をお聞きしましたが、公募とはいいいながら1者しかいないという施設が米沢市の場合はいくつあるわけですね。

そういったところで指定管理者制度の更新というときに、いやもうこの金額ではとても次の期間、指定管理は請け負えませんか、協定は結べませんということになったらどうするのでしょうかね。

もしそういうことが起きますと、持続可能な行政サービス、公共施設の管理運営というものができなくなる。なので、市民サービスが停滞してしまうということが起きるわけですね。仮の話ですけれども。ですので、そこはやはりしっかりと賃金について把握して、賃金に対してしっかりした基準を設けて、底上げを図る必要があるのではないかと思うわけです。

これが公契約ということで、当然契約だけでなく指定管理者制度の協定という部分も、全国の公契約条例の中にはそれも対象にしているところがあるわけです。ですので、持続可能な行政サービスを今後ともやっていくのだと、応募者がいないという状況は避けなければならない。そういうことを考えると、繰り返しになりますけれども、賃金の最低下限額を引き上げる、しっかり基準をつくる。そのような公契約条例というのは必要なのではないかと思うわけです。この点に関して、市長、公契約条例ということに関してどのような考えをお持ちなのか、お聞かせいただけますか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。

米沢市においては、議員が御指摘のとおり、平成18年度から導入した指定管理者による公共施設の管理運営、これは非常に大事なことでありまして、そこで働く職員の方々の労働環境などの重要性というのは十分認識しているところであります。したがって、改善が必要な部分については、適切に改善を図るよう促していかなければいけないという問題意識は十分持っております。

ただ、公契約条例でありますけれども、山形県内で公契約条例を制定しているのは、御案内のとおり、自治体でいいますと山形県のみということであります。基礎自治体では制定していないということでありまして、かつ山形県でも賃金条項についてはないと認識しておりますので、労働環境の改善だからといって公契約条例をすぐ制定しなければならないという必要性は、私は現状では

特段高いものではないと認識しているところで
ございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 私が申し上げているのは、労働契約上の環境改善ということではなくて、指定管理者制度で運用している施設の維持管理、持続性、そういったものを心配しているわけです。公募といいながら1者しか応募がない、しかも最初の応募で応じられないということで、額を改定して増額ということでやらざるを得ない。そうではないと、施設を維持管理していく業者、団体が見つけれない、指定できない、協定を結べない、そういったことが広がっていつてしまう。そのことを心配しているのであって、ぜひそういう視点を持って公契約条例を検討していただきたいと思います。そのことを強く申し上げさせていただきます、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○相田克平議長 以上で17番太田克典議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 5時03分 散 会

